

横浜市福祉のまちづくり条例

施 設 整 備 マ ニ ュ ア ル

増補版

福祉のまちづくり条例施行規則
平成 20 年 4 月 1 日改正対応版

横浜市健康福祉局

右ページは「福祉のまちづくり
条例施設整備マニュアル」

（オレンジ色の表紙）

の目次です。

網掛け部分が増補版に掲載され
ています。

目次

	ページ
はじめに	
I 概要編	ページ
1 福祉のまちづくり条例制定の経緯	5
2 福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯	5
3 整備基準改正の概要	6
4 条例のあらまし	8
(1) 構成	8
(2) 各章の概要	9
5 条例の対象となる施設	10
(1) 建築物	11
(2) 道路	12
(3) 公園	12
(4) 公共交通機関の施設	12
6 整備基準の考え方	13
(1) 一般都市施設整備基準	13
(2) 指定施設整備基準	13
(3) 整備基準の基本となる幅員・寸法の考え方	14
7 整備基準の適用について	15
(1) 一般都市施設整備基準の適用	15
(2) 指定施設整備基準の適用	15
8 事務手続きの流れ	20
(1) 手続きフロー	20
(2) 事前協議書等について	21
参 考	23
障害者・高齢者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方	23
I 高齢者	24
II 車いす使用者	25
III 杖使用者	32
IV 上肢障害者等	34
V 視覚障害者	35
VI 聴覚障害者	36
VII 内部障害者	37
VIII 知的障害者	38
IX 精神障害者	38
X 乳幼児・妊産婦	39
II 施設整備マニュアル編	
マニュアルの見方	42
1 建築物	43
1 敷地内通路	44
2 駐車場	48
3 外部出入口	52
4 廊下	56
5 居室の出入口	60
6 階段	62
7 傾斜路	66
8 手すり	70
9 エレベーター	72
10 便所(その1)	76
11 便所(その2)	84
12 浴室、シャワー室及び更衣室	88
13 客室	92
14 客席及び舞台	96
15 案内標示	98
16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	102
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	106
18 警報設備及び避難口誘導灯	108
19 附帯設備	110
2 道路	115
(1) 一般都市施設	
1 歩道	116
2 案内標示	122
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	124
4 ベンチ等	128
(2) 指定施設	
1 通路	132
2 階段	134
3 傾斜路	136
4 手すり	140
5 エレベーター	142
6 案内標示	143
7 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	144
3 公園	147
1 出入口	148
2 駐車場	152
3 園路	154
4 手すり	158
5 便所	160
6 案内標示	162
7 附帯設備	164
4 公共交通機関の施設	169
1 出入口	170
2 通路	174
3 改札口	178
4 階段	180
5 傾斜路	182
6 手すり	183
7 エレベーター	184
8 エスカレーター	186
9 鉄道の駅のホーム	188
10 バス停留所	190
11 タクシー乗り場	192
12 便所	194
13 案内標示	195
14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	196
15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	202
16 警報設備及び避難口誘導灯	204
17 附帯設備	206
資料編	209
1 横浜市福祉のまちづくり条例	210
2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則	217
3 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律(抜粋)	252
4 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定 建築物の建築の促進に関する法律施行令(抜粋)	255
5 横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 建築物に関する条例	262
6 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用 した移動の円滑化の促進に関する法律(抜粋)	267
7 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両 等の構造及び設備に関する基準(抜粋)	271

〔注意〕

これは増補版の目次です。
ページは、福祉のまちづくり条例施設
整備マニュアル（オレンジ色の表紙）
に対応しています。

I 概要編

2	福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯	6
3	整備基準改正の概要	8
5	条例の対象となる施設	11
(1)	建築物	11
7	整備基準の運用について	16
(2)	表-1 建築物整備基準適用一覧	16
8	事務手続きの流れ	20
(1)	手続きフロー	20
(2)	事前協議書等について	21

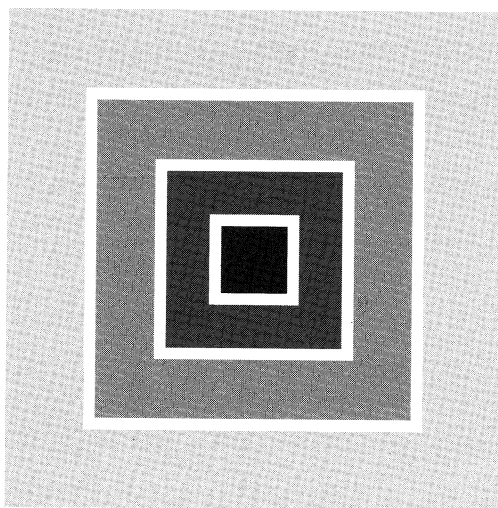
II 施設整備マニュアル編

1	建築物	43
2	駐車場	48
9	エレベーター	72
10	便所（その1）	76
11	便所（その2）	84
15	案内標示	98
16	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	102
2	道路	
(2)	指定施設	131
6	案内標示	143
3	公園	147
1	出入口	148
2	駐車場	152
6	案内標示	162
4	公共交通機関の施設	169
7	エレベーター	184
8	エスカレーター	186
10	バス停留所	190
13	案内標示	195

資料編

2	横浜市福祉のまちづくり条例施行規則	217
・	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について	252
・	横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について	252

概要編



2 福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯

(前段、略)

さらに、平成 18 年 12 月にはこれまでの「ハートビル法」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という。)を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」という。)が施行され、同法に基づく新たな整備基準が示されました。

これに合わせて、「ハートビル条例」もバリアフリー新法の委任条例として、「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」に改正されました。

平成 19 年度には、バリアフリー新法で示された基準と「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」における基準との整合性を図ることなどを中心に、「横浜市福祉のまちづくり推進会議」及び「横浜市福祉のまちづくり条例整備基準のあり方検討専門委員会」において、同施行規則の改正について検討しました。

改正を検討する中で、障害者団体等からの意見聴取や幅広い市民意見募集等を行い、市民や関係者等の方々の意見を反映させてまいりました。

これらの検討を踏まえ、改正された「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」が平成 20 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

3 整備基準改正の概要 (平成 17 年 4 月 1 日 施行)

(以下、略)

〔平成20年4月1日改正の概要〕

◎ 主な改正点

(1) バリアフリー新法の基準より低いものを同水準に引き上げ

① 建築物（一部）のエレベーター

奥行き 135 センチメートル以上、床面積 1.83 平方メートル以上
→奥行き 135 センチメートル以上、かご幅 140 センチメートル以上

② 公園の出入口

有効幅員 90 センチメートル以上→有効幅員 120 センチメートル以上

(2) これまで「望ましい水準」としていたものをバリアフリー新法に合わせて義務化

① 建築物（一部）、公園、公共交通機関の施設に設置する便所

⇒水洗器具（オストメイト対応トイレ）の設置の義務化

② 公共交通機関の施設に設置する案内標示

⇒運行情報提供設備、案内図等の設置の義務化

(3) 市民の皆さんからいただいた御意見等

● 視覚障害者誘導用ブロックの敷設について

施行規則では、建築物（一部）の出入口を案内するため、歩道上から視覚障害者誘導用ブロックの敷設を規定しています。旧基準では、敷設を求められる建築物が多いため、車いす使用者、ベビーカーを利用される方、携帯用酸素ボンベを利用される方などから通行に支障をきたすとの御意見があり、また、視覚障害者の方からも、建物の区別がつきにくいとの御意見がありました。そこで、これらの御意見を反映し、必要な建築物のみに敷設するよう整理しました。

【新たに敷設が義務化される施設】床面積 300 平方メートル未満の金融機関等の施設

【敷設の必要がなくなる主な施設】理容所、美容所、飲食店、サービス店舗等

※ 改正後の施行規則（新基準）の詳細な資料については、本市ホームページにてご覧いただけます。

ホームページアドレス

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/jorei/kaisei/kisoku4.html>

4 条例のあらまし

（以下、略）

5 条例の対象となる施設

一般都市施設・指定施設については次表のとおりです。

条例の対象となる施設

(1) 建築物

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
1 官公庁施設	多数の市民を対象とした行政サービスを行う窓口を有する施設、市役所、区役所、行政サービスコーナー、保健所、県庁舎、警察署、税務署、地方法務局、裁判所、 <u>社会保険事務所</u> 、公共職業安定所、日本年金機構年金事務所等	すべての施設
2 福祉施設（その1）	<u>1 障害者支援施設</u> <u>2 福祉ホーム</u> <u>3 身体障害者社会参加支援施設</u> <u>4 老人福祉施設</u> <u>5 介護老人支援施設</u> <u>6 地域ケアプラザ、デイサービス施設、有料老人ホーム</u>	すべての施設
3 福祉施設（その2）	<u>1 児童福祉施設</u> <u>2 保護施設</u> <u>3 授産施設</u>	すべての施設
4 病院	病院（ベット20床以上の収容施設を有するもの）	すべての施設
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	すべての施設
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	すべての施設
7 助産所	助産所	すべての施設
8 その他の医療施設	<u>1 鍼灸院、指圧マッサージ所、接骨院等</u> <u>2 薬局（調剤を行わない医薬品店舗は「17 物販店舗」とする）</u>	すべての施設
9 教育施設	<u>1 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、特別支援学校、幼稚園、専門学校、予備校、専修学校、各種学校</u> <u>2 自動車教習所</u>	すべての施設
10 文化施設	<u>1 図書館</u> <u>2 博物館、美術館、水族館、動物園等</u> <u>3 郷土資料館等（登録博物館以外の博物館類似施設）</u>	すべての施設
11 集会施設	不特定かつ多数の者が集会等のために利用する施設 <u>1 斎場、結婚式場、火葬場、（式場がない場合を除く）、霊堂（式場がない場合を除く）</u> <u>2 地区センター、コミュニティハウス</u> <u>3 公会堂、区民文化センター、貸ホール</u>	すべての施設
12 休憩所	<u>1 公園の休憩所</u> <u>2 高速自動車国道及び自動車専用道路のサービスエリア等</u>	すべての施設
13 金融機関等の施設	金融機関の営業の用に供する施設 <u>1 銀行営業所、農協事務所、証券会社営業所、信用金庫事務所、労働金庫事務所</u> <u>2 郵便貯金の窓口業務を行う施設</u>	すべての施設
14 公益事業施設	公益性の高い事業の営業の用に供する施設（専ら保守、管理等の用に供する施設は除く） <u>1 ガス事業の営業所及び事務所</u> <u>2 電力事業の営業所及び事務所</u> <u>3 電気通信事業の営業所及び事務所</u> <u>4 水道事業の営業所及び事務所</u>	すべての施設
15 理容所・美容所	<u>1 理容院</u> <u>2 美容院</u>	すべての施設
16 地下街	地下街	すべての施設
17 物品販売業を営む店舗	物品販売を主用途とする店舗、百貨店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、ディーラーのショールーム・自動車整備工場（別棟は「26 工場」区分とする）、コンビニ等	300㎡以上の施設

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
18 飲食店	飲食を主用途とする店舗（遊興を主とするバー、キャバレー等は除く）喫茶店、食堂、レストラン等	300㎡以上の施設
19 サービス店舗	公衆に直接サービスを提供するサービス業を営む店舗 1 クリーニング取次店（クリーニング工場と一体となった商品の受け取り窓口がある施設を含む） 2 旅行代理店の営業所 3 質屋の営業所 4 ビデオレンタル店、CDレンタル店、貸衣装屋 5 宅地建物取引業者の事務所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人ATM・CDコーナー等	300㎡以上の施設
20 興行施設	主として演劇、音楽、映画、演芸、スポーツ等を鑑賞・観覧する目的で不特定かつ多数の人が集合する施設 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場 2 客席を有する運動施設の客席部分	300㎡以上の施設
21 遊興施設	マーじゃん、パチンコ、ゲームその他これらに類する遊技又は遊興を行わせる施設 1 パチンコ屋、マーじゃん屋、ゲームセンター、勝馬投票券発売所、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ・バー 2 遊園地、アミューズメント施設	300㎡以上の施設
22 公衆浴場	温湯、温泉等を使用して公衆を入浴させる施設 銭湯、サウナ風呂、クアハウス、健康ランド等	1,000㎡以上の施設
23 運動施設	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、テニス場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ	1,000㎡以上の施設
24 宿泊施設	1 ホテル、旅館、簡易宿所 2 宿泊施設をもつ研修所、保養所等	1,000㎡以上の施設
25 展示場	目的をもって資料や商品を展示陳列する施設 多目的展示場等	1,000㎡以上の施設
26 事務所・工場	1 事務所（土木事務所、公園緑地事務所、開発事務所等を含む）、学習塾 2 工場 3 清掃工場、発電所、研究所、検査所、下水処理場、火葬場（式場がある場合を除く）	1,000㎡以上の施設
27 複合施設	雑居ビル	1,000㎡以上の施設
28 路外駐車場	道路の路面外に設置される駐車場のうち建築物となるもの（月極駐車場は除く、時間貸し駐車場は含む）	1,000㎡以上の施設
29 共同住宅	共同住宅、寄宿舎、母子生活支援施設、グループホーム	1,000㎡以上の施設
30 公衆便所	公衆便所（公園内の便所は除く）	すべての施設

注）指定施設の面積は、用途に供する部分の床面積の合計を現します。

（２） 道路 （以下、略）

表一 1 建築物整備基準適用一覧

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
		敷地内通路	駐車場	外部出入口	廊下	居室の出入口	階段	傾斜路	手すり	エレベーター※1	便所(その1)	便所(その2)	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	客席及び舞台	案内標示	必要な設備	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	警報設備及び避難口誘導灯	附帯設備
1 官公庁施設	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
2 福祉施設 (その1)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	※2	○	○	
3 福祉施設 (その2)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
4 病院	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
5 診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。)	300 平方メートル未満のもの	○		○				○	○			○				※8					
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
7 助産所	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
8 その他の医療施設	300 平方メートル未満のもの	○		○				○	○			○				※8					
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	※2	○	○	
9 教育施設	300 平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○							○					
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○			○				○				○	
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター ※1	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
10 文化施設	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	※2 ○		○
11 集会施設	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	※2 ○	○	○
12 休憩所	300 平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	※6 ○	○		○		○			※7 ○	○				※8 ○	○	※2 ○		○
13 金融機関等の施設	300 平方メートル未満のもの	○		○		○		○									○	○		○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	※2 ○		○
14 公益事業施設	300 平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	※6 ○	○		○		○			※7 ○	○				※8 ○	○	※2 ○		○
15 理容所・美容所	300 平方メートル未満のもの	○		○		○		○												
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
16 地下街	300 平方メートル未満のもの	○		○				○								※8 ○				○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○		○				○								※8 ○				○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	※6 ○	○				○			※7 ○	○				※8 ○				○
17 物品販売業を営む店舗	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			○
18 飲食店	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○
19 サービス店舗	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		敷地内通路	駐車場	外部出入口	廊下	居室の出入口	階段	傾斜路	手すり	エレベーター※1	便所(その1)	便所(その2)	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	客席及び舞台	案内標示	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	警報設備及び避難口誘導灯	附帯設備
20 興行施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2	○
21 遊興施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 公衆浴場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 運動施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 宿泊施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 展示場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26 事務所・工場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 複合施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28 路外駐車場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 共同住宅	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30 公衆便所	すべての施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(備考)

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。

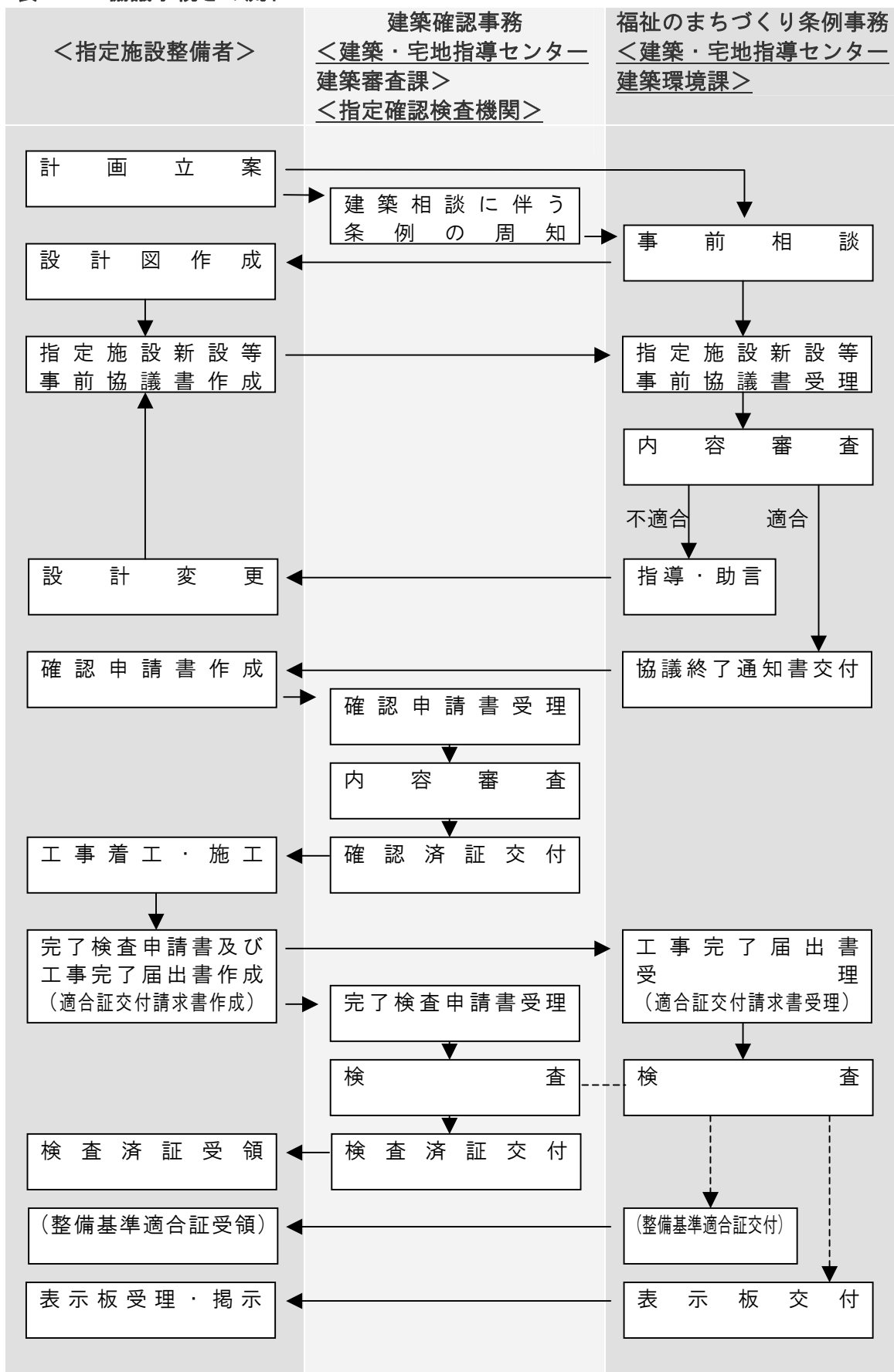
- ※1 別表第5の9の項(4)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積(別表第1 1建築物の部27の項に掲げる施設にあっては、別表第1 1建築物の部26の項及び29の項に掲げる施設の用途に供する部分の床面積を除いた床面積)の合計が2,000平方メートル未満の施設については、適用しない。
- ※2 別表第5の17の項(3)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設に適用する。
- ※3 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設については、別表第5の4の項(2)ア及び6の項(5)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
- ※4 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設に係る別表第5の9の項に規定する整備基準は、階数が4以上(専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設について適用する。
- ※5 別表第1 1建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。)及び29の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(3)及び(4)に定める構造に係る整備基準は、車いす利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。
- ※6 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設に係る別表第5の2の項に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。
- ※7 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、別表第5の10の項(10)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
- ※8 別表第5の15の項に規定する整備基準は、別表第1 1建築物の部6の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、9の項(用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の施設に限る。)、12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、適用しない。ただし、これらの施設に案内標示を設置する場合にあっては、別表第5の15の項に規定する整備基準を遵守しなければならない。

8 事務手続きの流れ

(1) 手続きフロー

建築物の手続きフローについては、次のとおりです。

表-3 協議手続きの流れ



※適合証交付請求は任意

(2) 事前協議書等について

ア 指定施設新設等（変更）事前協議書〈第4号様式〉

条例第22条第1項の規定に基づき、指定施設の新設又は改修を行おうとする指定施設整備者は、次の期限までに第4号様式により、市長と協議するよう規定しています。

① 建築基準法の規定に基づく確認申請をしようとする日の40日前	建築基準法の規定に基づく確認申請を要する指定施設のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
② 建築基準法の規定に基づく確認申請をしようとする日の30日前	建築基準法の規定に基づく確認申請を要する指定施設のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満のもの
③ 工事に着手しようとする日の30日前	①②以外の指定施設

※ 事前協議書の提出前に「事前相談」を手続きフローで予定していますので、窓口へ問い合わせ等を行ってください。

特に、大規模施設（建設の構想から確認申請に至るまでの間が複数年を要するもの）にあつては、数回にわたって事前相談を必要とする場合があります。

※ 条例第26条に規定する「表示板」の交付を受けようとする施設整備を計画する指定施設整備者は、施設整備基準に加え、施行規則別表第11に定める「表示板交付基準」を遵守し、事前協議書の提出時に申し出てください。（表示板交付施設については横浜市関係の広報・PR紙に掲載し、障害者・高齢者等の利用をより一層促進していきますので、ご協力を願います。）

イ 指導・助言、協議終了通知書の交付

指定施設新設等（変更）事前協議書を受理して以降、整備基準に照らし内容の審査を行います。その過程で指導・助言を含め指定施設整備者と協議を行います。届出書ではなく協議書としたことは、条例第4条各項に規定した事業者の責務にあるとおり、横浜市と指定施設整備者との合意に基づき施設整備をすすめることにより

ます。（なお、内容審査から協議終了通知書の交付まで通常14日程度を要します。）

ウ 工事完了の届出〈第6号様式〉

条例第23条の規定に基づき、指定施設整備者は、当該協議に係る工事を完了したときは、速やかに第6号様式により工事完了届出書を提出してください。

エ 完了検査等

現地で完了検査を行う指定施設は、表示板交付予定施設と次の施設です。

工事完了届出書の提出前に、建築物は、 局建築・宅地指導センター建築環境課、道路、公園、公共交通機関の施設は健康福祉局福祉保健課へ連絡を願います。

○ 建築物

新築又は改築を行った次の建築物のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設

官公庁施設、福祉施設（その1）、福祉施設（その2）、病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、診療所（患者の収容施設がないもの）、助産所、その他の医療施設、教育施設、文化施設、集会施設、休憩所、金融機関等の施設、公益事業施設、理容所・美容所、地下街、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス店舗、興行施設、遊興施設、公衆浴場、運動施設、宿泊施設、展示場

○ 道路

横断歩道橋、地下横断歩道、ペDESTリアンデッキ

○ 公園

- ・都市公園法施行令第2条第1項第3号及び第4号に規定する公園
- ・都市公園法施行令第2条第2項に規定する公園のうち敷地面積が4haを超えるもの
- ・港湾環境整備施設である緑地のうち敷地面積が4haを超えるもの

○ 公共交通機関の施設

※ 建築物の事前相談、事前協議書、工事完了届出書、適合証交付請求の受付は、 局建築・宅地指導センター建築環境課で、その他の施設の受付は、健康福祉局福祉保健課で行います。

建築物



1

●基本的考え方

すべての人が快適に施設を利用するためには、施設に入ることができるだけでなく、利用する居室までの通路や出入口、利用する居室から便所などの諸室までの通路を確保することが重要である。そのため、建築物には、駐車場から出入口や利用する居室、車いす使用者等対応の多目的便所まで連続した経路である「利用円滑化経路」を1以上確保することが重要である。また、諸室は、障害者、高齢者等が安全で分かりやすく、利用しやすい構造になるよう配慮する。

2 駐車場

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。

- (1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの駐車区画については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。
- (2) 水平な場所に設けること。
- (3) 建築物の出入口に近接した場所に設けること。
- (4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
- (5) 道路から駐車場へ通ずる出入口から駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。
- (6) 駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、1の項(2)に定める構造に準じたものとすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

自動車は、障害者の外出の際の交通手段として重要である。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっていることに着目する。外出先の施設において、駐車場が整備されているかどうか、安全に利用することができるかがポイントとなる。また、車いす使用者用駐車区画の確保には車いす使用者自身が運転する場合と、同乗する場合を想定し配慮する。

(1) 駐車区画の寸法

車いす使用者が安全に車いすと自動車の座席の間を乗り移るには、標準駐車区画(250×500センチメートル以上)に乗降用スペースを合わせた広い駐車区画(370×600センチメートル以上)が必要となる。

(2) 水平な場所

車いすと自動車の座席との乗り移りの際に、車いす使用者が体勢を安定でき、車いすが動かないように傾斜した場所には設けない。

(3) 設置場所

他の自動車の動線と車いす使用者の駐車区画からの動線の交差を避けるために、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設けることが必要である。

(4) 案内の表示

ア 出入口に表示を設けることにより、車いす使用者の駐車場の利用の利便性を図る。

イ 車いす使用者用の駐車区画は他の駐車区画と明確に区分できるように駐車区画の床面に「国際シンボルマーク」を塗装するか、運転席から見やすい位置に立札等を設ける。

(5) 誘導の表示

特に駐車区画が多数あり、複数階にわたる複雑な構造をもつような大規模な駐車場にあっては、出入口から駐車区画までの誘導の表示が必要となる。

図面番号

→ [図2-A] 参照

→ [図2-B]
[図2-C] 参照

図 2 - A 駐車場の整備例

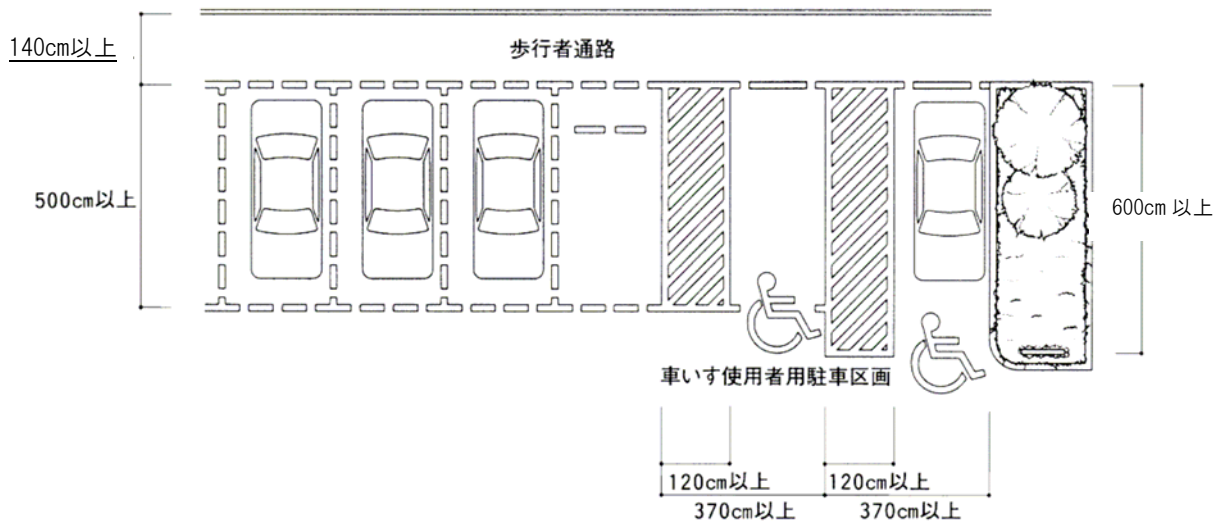
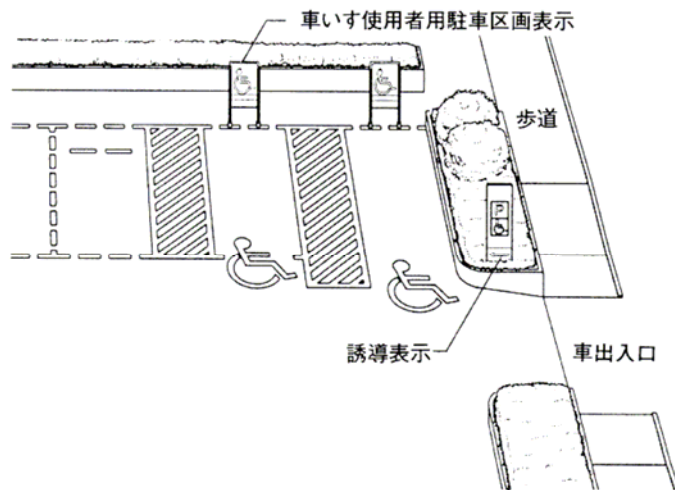
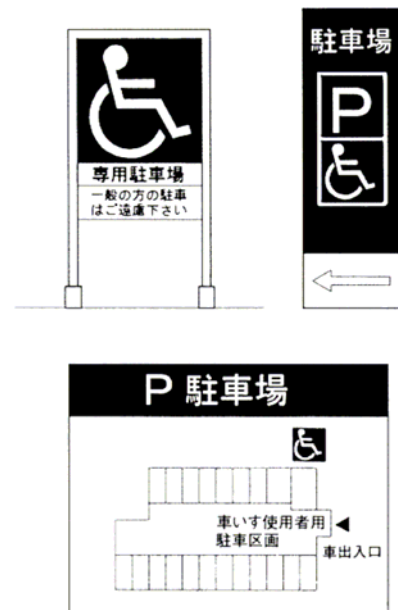


図 2 - B 駐車場への誘導表示の例



床面へのマークの位置に留意する。

図 2 - C 駐車場表示の例



(6) 通路

屋内駐車場にあってはエレベーターホール入口等までの通路に適用する。その他の構造は、1の「敷地内通路」の項(2)を参照。

望ましい水準

(4) 案内の表示

出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車区画の満空表示を設ける。

○ その他の事項

駐車区画は建築物内に設ける。

<参考：駐車場条例の適用>

駐車場の整備項目について、横浜市駐車場条例（昭和 38 年条例第 33 号）の規定に該当する建築物の駐車場は、同条例の適用を受けるので、担当窓口との協議が必要である。

「駐車場条例と福祉のまちづくり条例との主な相違事例」

・ 2 台目からの駐車区画についても、奥行 600 センチメートル以上とする（駐車場条例第 11 条第 2 項参照）。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準

この望ましい水準は、福祉のまちづくり条例で定める整備基準に合わせ車いす使用者用駐車区画を整備することを基本として、当該駐車区画を必要としている方がより利用しやすい環境をつくるために努めるべき対応をまとめたものです。

○障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークの表示

障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークを使用して、車いす使用者等のための駐車区画であることを表示します。表示方法に関しては、周囲に自動車が駐車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさと設置します。また、路面における表示は、車がとまっても隠れない位置にマークを塗装することとします。

○掲示物による注意喚起

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を抑制するため、掲示による注意を促します。また、加えて、幅の広い駐車区画の必要性を示し、必要のない方は他の駐車区画を利用するように誘導掲示を行います。

○車いす使用者用駐車区画に三角コーン等を置く場合の対応

駐車区画の中央に三角コーンを置くことは、車いす使用者等にとり、自動車を他の場所に一旦とめ、コーンを退ける作業が必要であったり、コーン自体が重く移動できなかつたりし、駐車できないケースがあります。

三角コーン等は駐車区画中央部に置くのではなく、駐車区画横のゼブラゾーンに置き、車いす使用者等が自動車から降り建築物の出入口に至る動線に影響がない位置に配置します。

なお、不適切利用を防止する意味で駐車区画中央部に三角コーン等を配置する場合は、すぐに係員等がそれを移動できる体制を整えます。

○駐車区画の色分け ※

車いす使用者用駐車区画と一般駐車区画を区別し目立たせるため、路面塗装で色分けをします。

○駐車場係員等による声かけ ※

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、係員等の巡回など、利用状況の把握に努め、必要に応じて適正利用の声かけを行います。

○啓発活動 ※

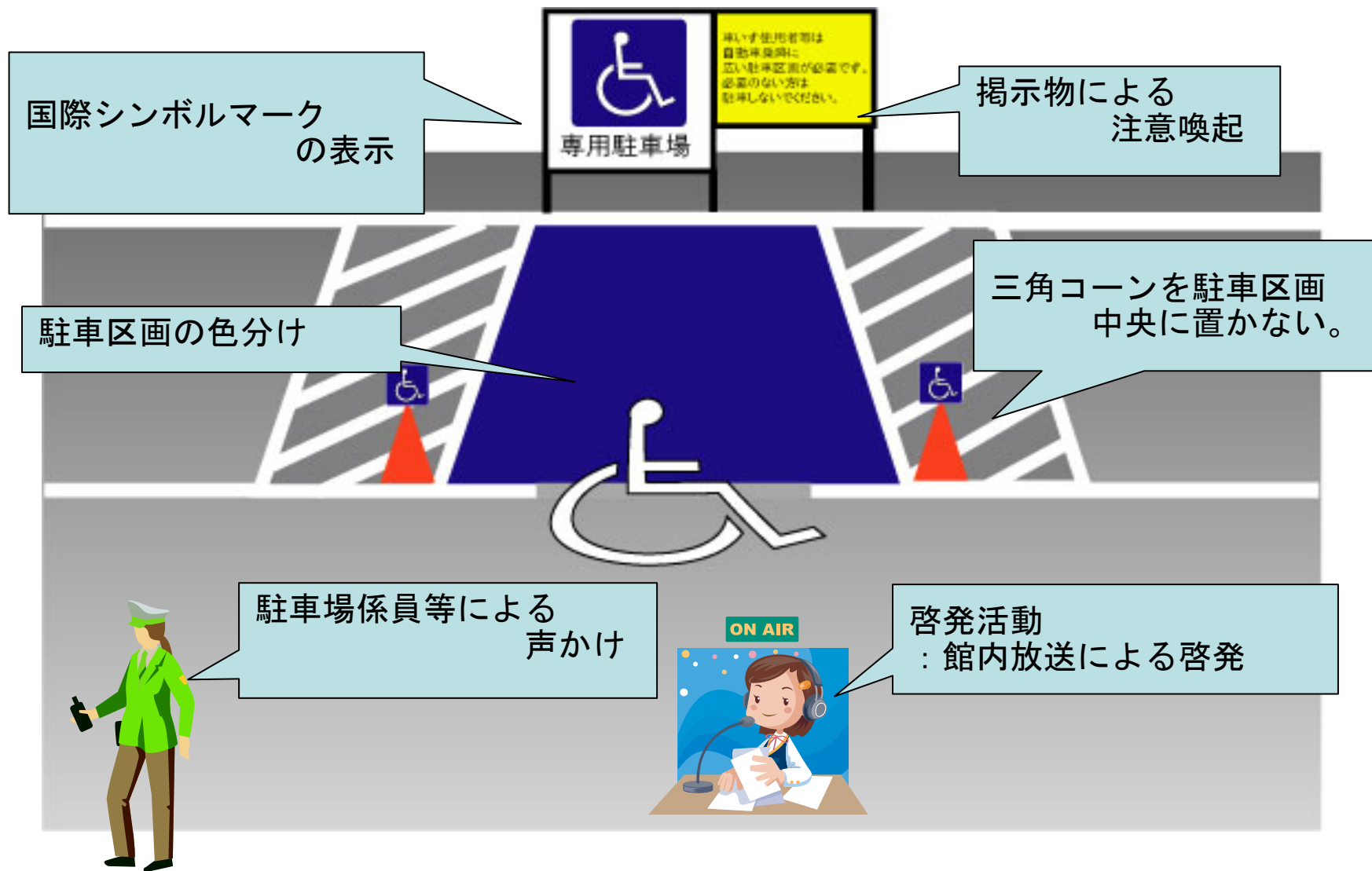
車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、啓発チラシ等の配布や施設内の放送による呼びかけを行います。また、車いす使用者用駐車区画においても、センサー等で車を感知し、音声によって注意を促します。

※印：望ましい水準の中でも、駐車場の管理状況及び利用状況等を勘案し、駐車場設置事業者が自主的、自発的に取り組むことを期待する事項

参考

事業者独自に駐車区画の利用対象者を定め、駐車許可証を発行する制度を設けている事例があります。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準の図解



9

エレベーター

指定施設整備基準

直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。

- (1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル（用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設（別表第1 1 建築物の部29の項に掲げる施設を除く。）にあっては、90センチメートル）以上とすること。
- (3) かごの奥行きは135センチメートル以上とすること。
- (4) かごの幅は140センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- (5) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (6) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (7) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
- (8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (9) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。
- (10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

エレベーターは、停止状態のまま乗ることができるため障害者、高齢者等の垂直移動手段として有効なものである。そのため、障害者、高齢者等を考慮したエレベーター本体の整備と設備に配慮する。また、かご及び昇降路の出入口の前（以下、本項で「乗降ロビー」という。）の構造は車いす使用者等に配慮したスペースを確保する。

(1) エレベーターの停止階

道等から「利用居室」までを結ぶ利用円滑化経路上にある「車いす使用者等対応の多目的便所」と「車いす使用者用駐車区画」には少なくとも停止する必要がある。

(2) 出入口の幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。ただし、5,000平方メートルを超える大規模な施設は、90センチメートルを確保する。

(3) かごの寸法

障害者、高齢者等が円滑に利用できるかご寸法の考え方としては、まず、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法がある。（社）日本エレベーター協会では、「JEAS-B506車いす兼用エレベーターに関する標準」としてかご内法寸法、間口140×奥行135センチメートル以上の機種をこの対象としている。建築物の区分「事務所・工場」及び「共同住宅」に限っては、車いす使用者がエレベーターに前進で乗り込み、後進で降りることができる大きさとしては、かご内法寸法、間口100×奥行110センチメートル以上の機種が対象となる。

図面番号

→ [図9-A]
[図9-B]
[図9-C] 参照

なお、利用者動線の観点から、貫通型（スルー型）や直角二方向型が有効な場合は、これらの導入を検討する。ただし、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種を選定にあたっては、十分な配慮が必要である。

- (4) 車いすの転回
かご内の車いすの転回スペースの寸法は、135×140センチメートル以上の寸法であることが望ましい。
- (5) かご内の表示装置
聴覚障害者の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。かご内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- (6) かご内の音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。
- (7) 鏡
かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床より90センチメートル以下の高さから上方へ90センチメートル以上の長さで設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）や直角二方向型の場合には凸面鏡等でもよい。
- (8) 手すり
両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。取り付け高さは、75～85センチメートル程度とする。（参考P708(3)）
- (9) 操作盤
車いす使用者の利用に配慮して、かご内の左右側面の側板の中央付近に、副操作盤を床より100センチメートル程度の高さに設ける。点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。
- (10) かご内又は乗降ロビーの音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かご内又は乗降ロビーにかごの到着時にドアの開閉や昇降の別等を知らせる音による案内を設ける。
- (11) 乗降ロビーの構造
車いすの待機、転回に支障がないように150×150センチメートル以上の水平な空間を設けることが必要である。
- (12) 乗降ロビーの表示装置
聴覚障害者等の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- (13) 非常時の安全確保
非常時の安全確保のため、乗降ロビー及びかごの戸にガラス窓を設置するよう努める。

→ [図9-D] 参照

望ましい水準

- (1) かご及び乗降ロビーの構造
 - ア かごの内法寸法、間口160×奥行135センチメートル以上とする。
 - イ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置する。
 - ウ 緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行う。
- (2) 出入口の幅員
出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とする。
- (8) 手すり
両側面の壁及び正面壁に設ける。

10 便所（その1）

指定施設整備基準

5の項に定める構造の居室の出入口（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道又は公園、広場その他の空地）へ通ずる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 便所及び便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 便所及び便所の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した便所の床面については、この限りでない。
- (4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 便所及び便所の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。
- (6) 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (7) 便所には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。
- (8) 便所には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。
- (9) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
- (10) 便所内に、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便所を1以上設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

便所（その1）は、車いす使用者の利用を中心とした構造を規定したものである。車いす使用者等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう利用しやすい便所を可能な限り多く設置することが必要である。便所スペースは、原則として200×200センチメートル以上を確保することが必要である。それが困難な場合であっても、最低限車いすで利用できる便所を設け、より多くの車いす使用者等の行動範囲の拡大に配慮していくことが必要である。整備にあたっては、車いす使用者の移動を妨げないよう便所内の設備やレイアウトに配慮する。

なお、本項で規定している「建築物の区分」とは、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第1建築物の各項に掲げる建築物の区分を指す。

- (1) 出入口の幅員
80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。
- (2) 戸の構造
 - ア 車いす使用者が通過しやすい戸の構造は、手動引き戸よりも自動引き戸が望ましい。戸を開き戸にすることは開閉が困難であるため避ける。
 - イ 手動引き戸を設ける場合は、軽い材質のものとしたり、取り付けを工夫するなどできるだけ小さな力で開閉できるようにする。
 - ウ 手動式の戸の把手は棒状とする。
 - エ 施錠装置は容易に操作できるものを使用し、外側から解錠できるものとする。また、外側に使用中の表示が出るようにする。
 - オ ア、イの戸の構造がとれない場合で、やむをえずアコーディオン形式とする場合は、開閉時に戸が振れない工夫や施錠が簡単にでき、かつ、利用者のプライバシーを十分に確保できる構造とする。
- (3) 段
便所は床面を水洗いする関係上、入口に数センチメートル程度の段が生じる場合についても、障害者、高齢者等の通行の支障とならないよう、すりつけ等の工夫により段を処理する。

図面番号

→ [図10-A]
[図10-B]
[図10-C]
[図10-F] 参照

- (4) 床面
滑りにくい床材を使用する。
- (5) 案内の表示
車いす使用者対応便房は、車いす使用者をはじめとして、障害者、高齢者等広い空間を必要とする人が利用できる旨を、オストメイト対応便房には、その設備がある旨を出入口に表示する。
- (6) 設置場所
障害者、高齢者等の利便性の向上及び不断の維持管理上の理由から他の便所と一体で設置し、かつプライバシーに配慮し通路（廊下）に直接面することは避ける。
- (7) 便房の大きさ
車いす使用者が円滑に利用できる便房の床面積は、便房内で車いすが回転できるスペース（直径150センチメートル以上）を確保する。

→〔図10-H〕参照

→〔図10-D〕
〔図10-G〕参照

- (8) 便房内の設備
- ア 腰掛け式便器の座面の高さは車いすの座面の高さ（40～45センチメートル）に合わせる。便器はL字型手すりと可動式の手すりの真中に設ける。
- イ 手すりは便器の両側に水平部分の高さ（65-70cm）を合わせて設ける。壁側にはL字型手すりを設け（垂直部分の位置は、便器の先端から20 - 30cm前方）、反対側には数段階の角度で固定できる可動式の手すりを設ける。可動式手すりの長さは便器の先端に合わせる。
- ウ 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。
- エ 便器洗浄ボタンは手の届く位置に設け、大型の押しボタン、光感知式、くつべら式押しボタンなど操作しやすい形状のものとする。
- オ 管理室等へ連絡できる非常用呼び出しボタンを便座から手の届く位置と、転倒した場合を想定した位置の2か所に設ける。また、非常ボタンを押すとそれに連動してトイレ外に異常を示すランプを取りつける。
- カ 手すり、便器洗浄ボタン、紙巻器の位置を決める際の整備の優先順位は 1.手すり 2.便器洗浄ボタン 3.紙巻器とする。
- （配置については日本工業規格S0026によるものとする）

- (9) 洗面器及び洗面器まわりの構造
- ア 洗面器の手すりは前方及び両側に取り付ける。ただし、11の項に定める便所（その2）を設ける場合はこの限りでない。
- イ 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
- ウ 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう65～70センチメートル程度とする。
- エ 洗面台の鏡は床上90センチメートル以下の高さから上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設ける。

(10) 水洗器具

ア 汚物流し

オストメイトの利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し

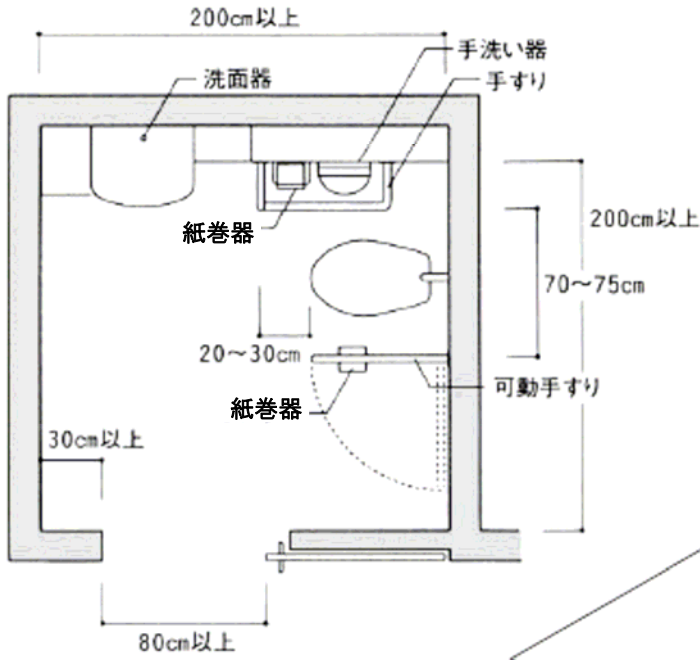
イ オストメイトのための設備

・水栓 ・洗浄ボタン ・紙巻器 ・汚物入れ ・多機能フック

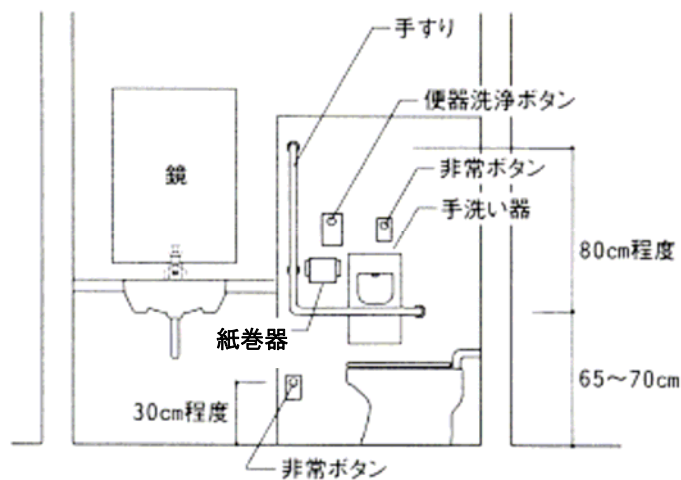
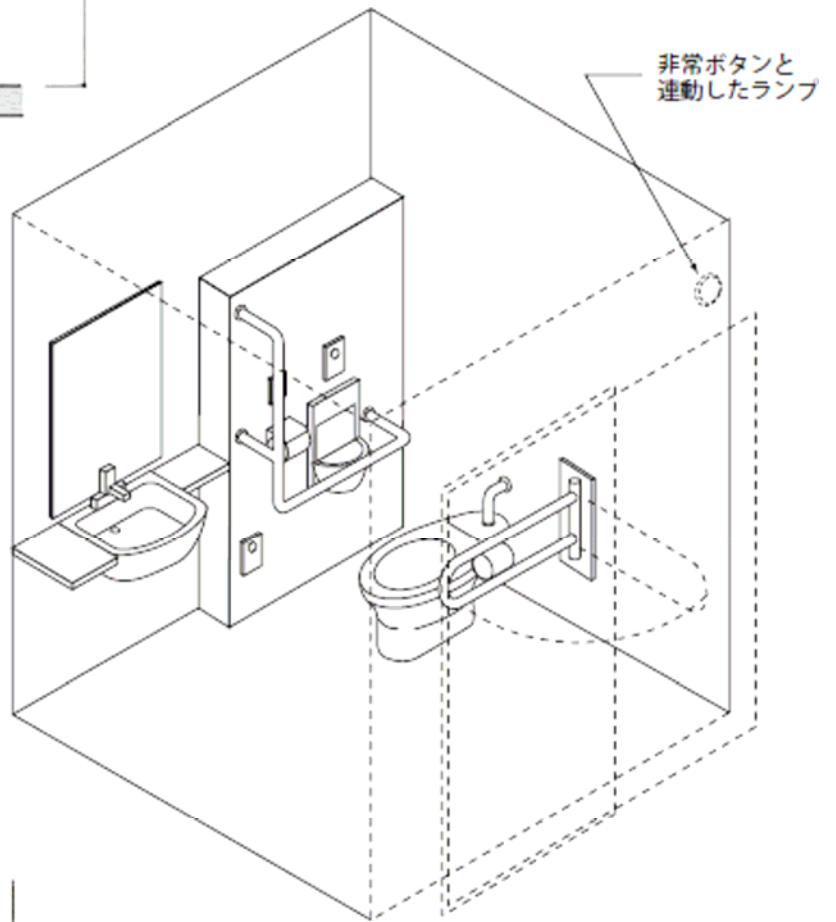
（水栓はレバー式、光感知式等簡単に操作できるもの）

図10-D 車いす使用者対応便房の整備例1

注意 図10-Dは水洗器具を便房内に設置しない場合の例です。



洗面器は、L字型手すりより突き出さないようにする。



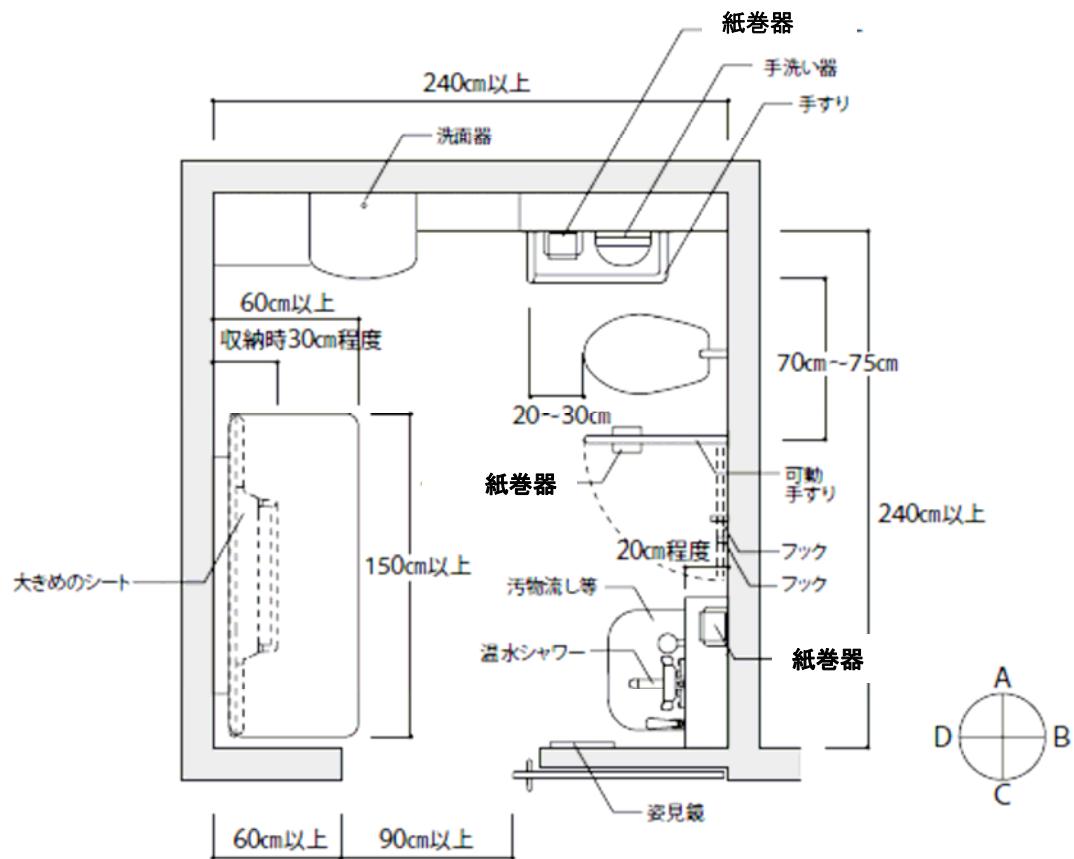
望ましい水準

- (1) 建築物の区分ごとにおいて不特定かつ多数のものが利用し、又は主として障害者、高齢者等の利用が複数階にわたる場合は、各階に誰でも利用できるよう、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設ける。
- (2) 大きめのシートとオストメイト対応設備については、建築物の区分ごとに1以上設ける。
- (3) 出入口の有効幅員は90センチメートル以上とする。
- (4) 便所の出入口から便房の出入口までの通路の有効幅員は、140センチメートル以上確保する。
- (5) 便所の戸の前には、直径150センチメートル以上のスペースを確保する。
- (6) 便所の出入口には点字による表示を行う。男女の区別があるときは、それぞれ出入口の点字による表示を行う。
- (7) 便房には、大きめのシート（幅60センチメートル以上×長さ150センチメートル以上、高さ50センチメートル程度、収納時30センチメートル程度）を設ける。
- (8) 水洗器具（オストメイト対応設備）
 - ア 汚物流し等：パウチに溜まった汚物を流すためのもの。専用の汚物流しがある。
 - イ 温水シャワー：パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのもの。
 - ウ 棚（20×70センチメートル程度、高さ110センチ程度）：汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのもの。
 - エ フック（2箇所：高さ130センチメートルと170センチメートル程度）：汚物を流したりパウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのもの。
 - オ 汚物入れ（蓋付き）：使用済みパウチを捨てるためのもの。臭いの出ないような構造とする。
 - カ 姿見鏡（幅30×高さ120センチメートル程度、床上50センチメートル程度）：パウチがきちんと装着しているか、確認するためのもの。
 - キ 紙巻器：腹部等を拭くためのもの。汚物流しの近くに1箇所設ける。
- (9) 紙巻器は、便座から手の届く範囲に左右2箇所に設ける。
- (10) 洗面器周りは、カウンター一体型洗面器、自動水栓を設け、センサーにより不意に腕等に水がかからないよう配慮する。
- (11) 大きめシートを備えたトイレである旨を示す表示を行うこと。

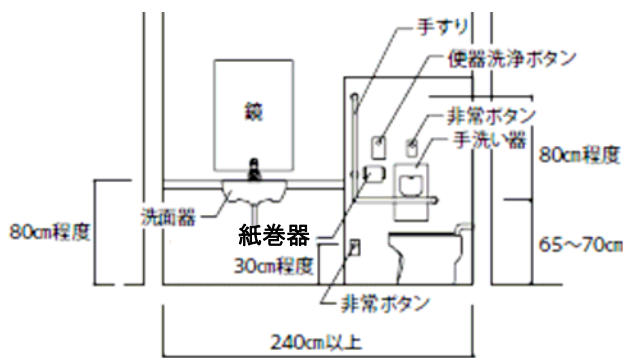
→〔図10-G〕
〔図10-H〕参照

図10 - E、図10 - Fは削除

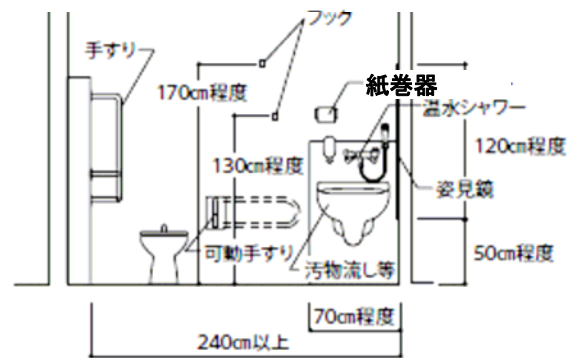
図10-G オストメイト対応多目的便房整備例



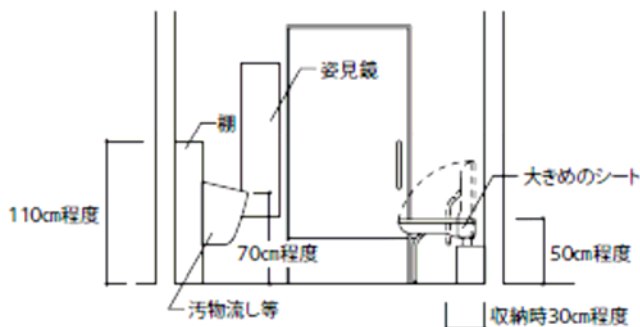
<平面図>



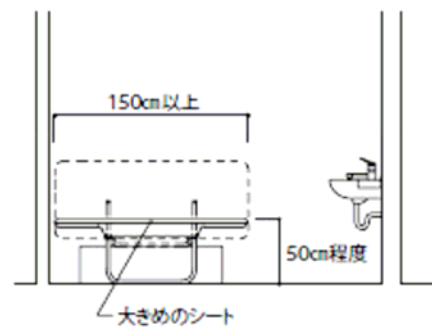
<A 展開図>



<B 展開図>



<C 展開図>



<D 展開図>

11

便所（その2）

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、便所が建築物の区分につき1箇所の建築物であって、当該便所が10の項に定める構造の便房だけで構成されているものについては、この限りでない。

- (1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 10の項に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け式便器及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- (4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。
- (6) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

車いす使用者以外の障害者、高齢者等が便所を円滑に利用するためには、便房への補助手すりの設置が有効である。そのため、車いす使用者対応便房以外の便所の1以上の便房、小便器、洗面器について障害者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設置する。

(1)、(2) 便所の出入口及び戸

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。戸の構造は、5の「居室の出入口」の項(2)を参照。

(3) 便房の構造

ア 便房の戸

(ア) 便房の出入口の幅員は有効で65センチメートル以上とする。

(イ) 開き戸とする場合は、便房内で転倒した場合等非常時に戸が開かなくなることを避けるため、外開きとする。この場合、当該便房は通行の支障とならない箇所に設ける。

(ウ) 施錠装置は容易に操作できるものを使用し、それと連動して外側に使用中の表示が出るようにする。

イ 便房内の設備

(ア) 手すりはL字型のものを設ける。水平部分の高さは65-70cm、垂直部分の位置は、便器の先端から20-30cm前方に設ける。

(イ) 腰掛け式便器、手すりは高齢者等の歩行困難者の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるために必要である。

(4) 床面

滑りにくい床材を使用する。

(5) 小便器

ア 手すりは便所の入口から最も近い小便器に設置する。

イ 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な体を支えながら用を足せる構造が必要となる。胸あて用の手すりは小便器に十分近づけて取り付ける。

図面番号

→〔図11-A〕参照

→〔図11-C〕参照

図11-A 高齢者対応便房の整備例1

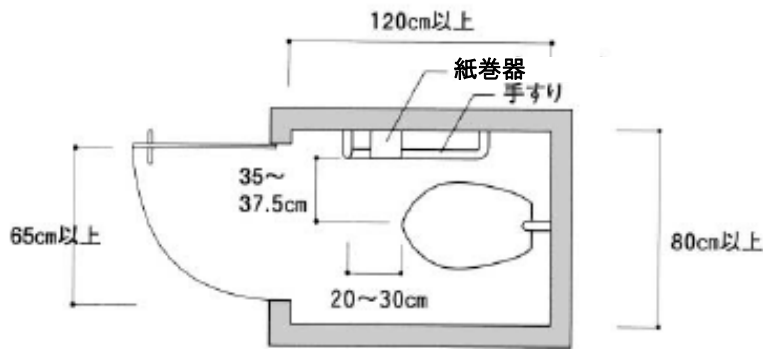


図11-B 高齢者対応便房の整備例2

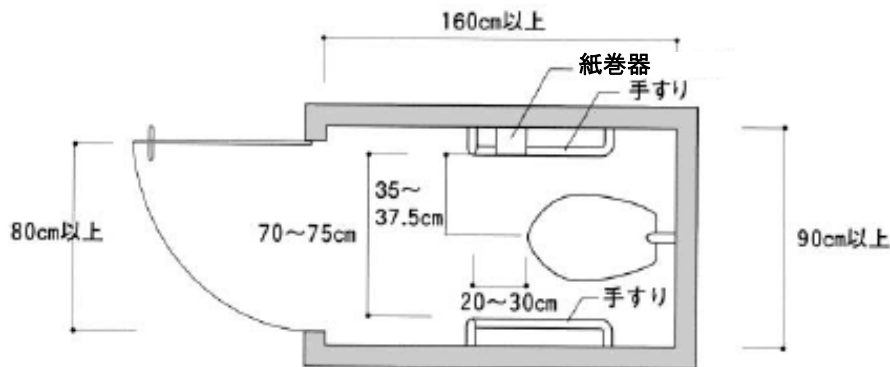
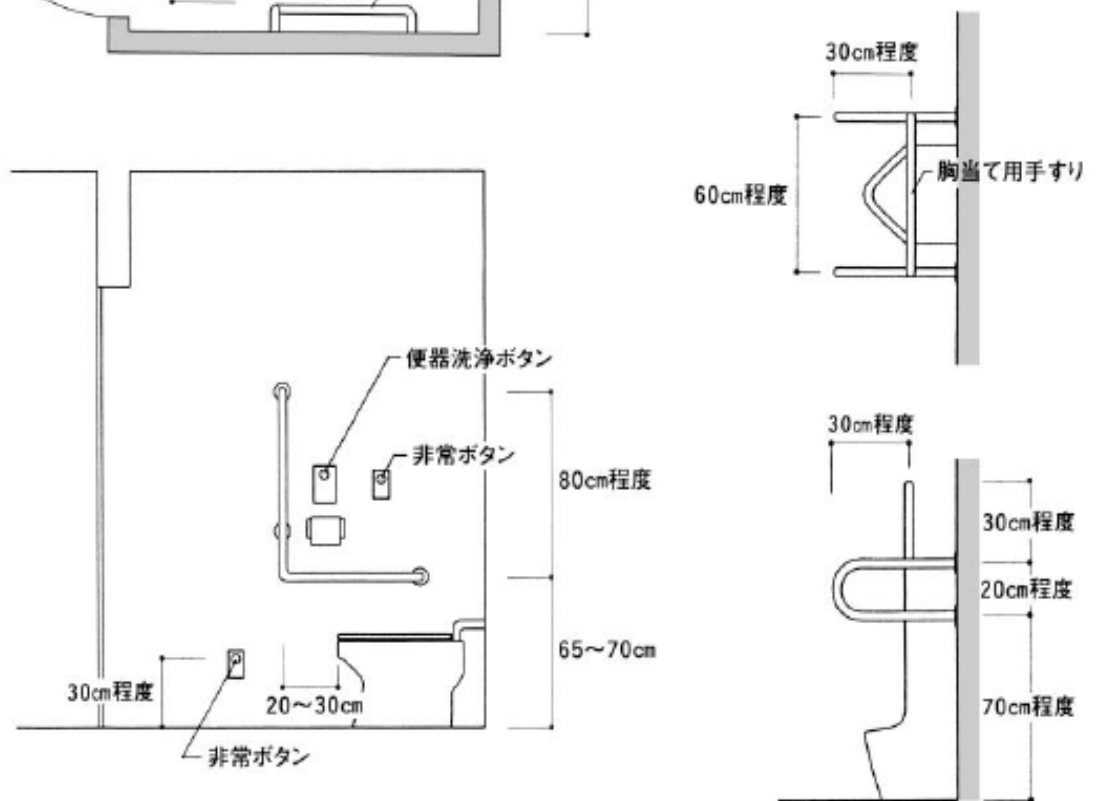


図11-C 小便器の整備例



胸当て用手すりは、小便器の上面の出幅にそろえて取り付ける。

- (6) 洗面器及び洗面器まわり
 - ア 洗面器の手すりは前方及び両側に取り付ける。当該洗面器は通行の支障とならない箇所に設ける。
 - イ 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
 - ウ 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう65～70センチメートル程度とする。
 - エ 洗面台の鏡は床上90センチメートル以下の高さから上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設ける。

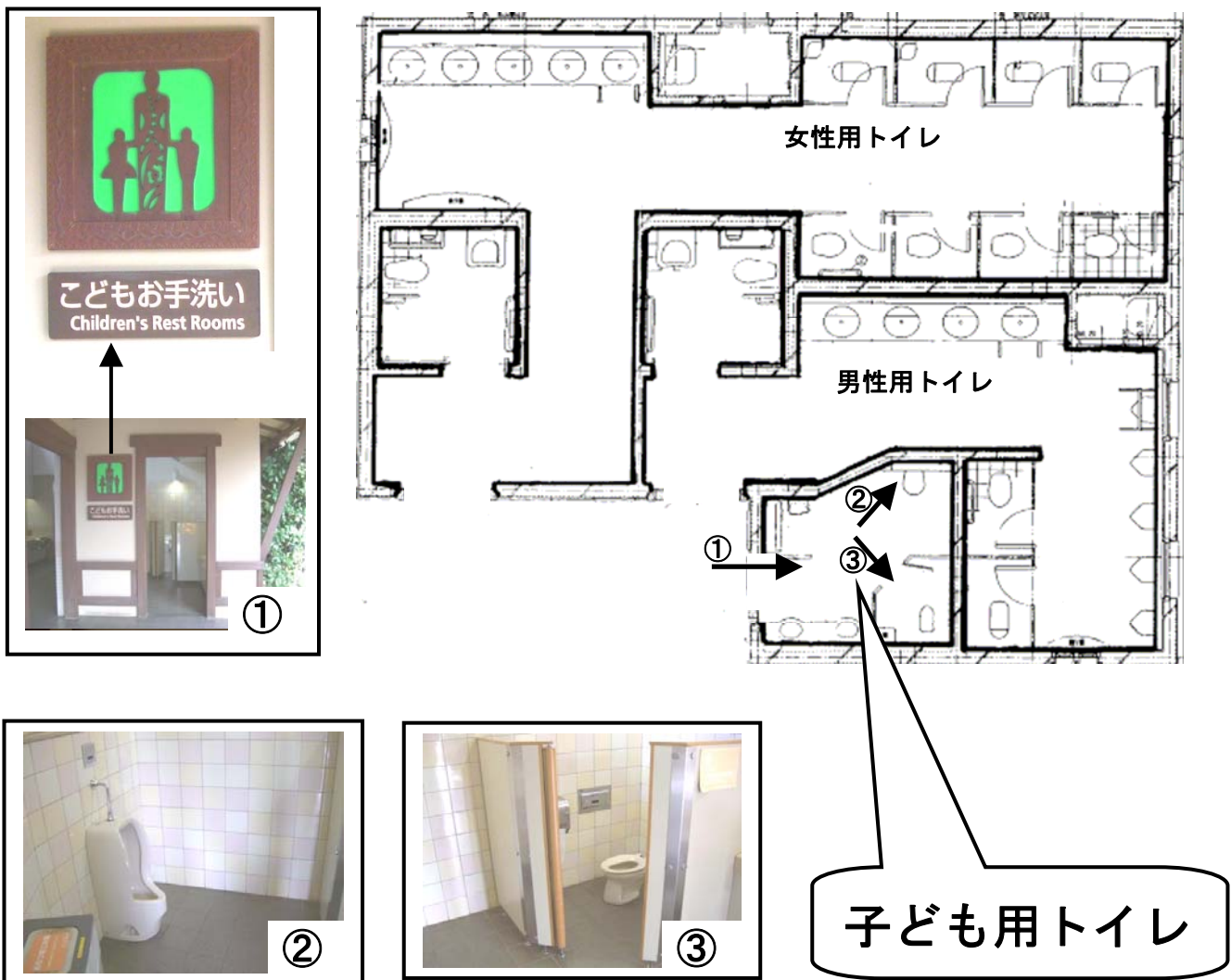
→ [図11-D]
 [図11-E]
 [図11-F] 参照

望ましい水準

- (3) 便房の構造
 - 手すりは両側に設ける。
- その他の事項
 - ア 非常用呼び出しボタンを設ける。
 - イ 便房が使用中の場合、外部に使用中の表示を鍵の開閉によって、文字や色が変わる等により表示を行う。
 - ウ ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を設置する。

→ [図11-B] 参照

図11-G 子どもに配慮した便所の整備例



(図・写真いずれも、よこはま動物園ズーラシア)

15

案内標示

指定施設整備基準

(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを表示する標識を設けること。

(2) 建築物（案内所が設けられているものを除く。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

(3) 建築物（案内所が設けられているものを除く。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。

イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。

ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。

エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。

オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等の施設内の移動を容易にするため、障害の特性に応じた案内標示を行う。案内板・サインの設置にあたっては、車いす使用者、弱視者、高齢者、知的障害者等にも分かりやすく、また、通行の妨げとならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。照明や採光もあわせて配慮する。特に玄関ホールは、施設内の各室等の配置が理解できるよう案内板を設けることが必要である。

(1) 標識

標識（ピクトグラム）は日本工業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものでなければならない。

(2) 視覚障害者に示すための設備

その他の方法とは、文字等の浮き彫りまたは音による案内とする。

(3) 案内標示の構造

ア 文字

書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。

イ 設置位置

通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

ウ 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より 50～200 センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から 100 センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

エ 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

オ スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

図面番号

→ [図15-A] 参照

→ [図15-B]
[写真15-A] 参照

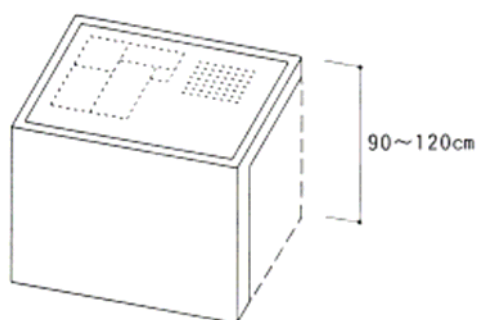
→ [図15-C] 参照

→ [図15-D] 参照

図 15-A 標識（ピクトグラム）の例

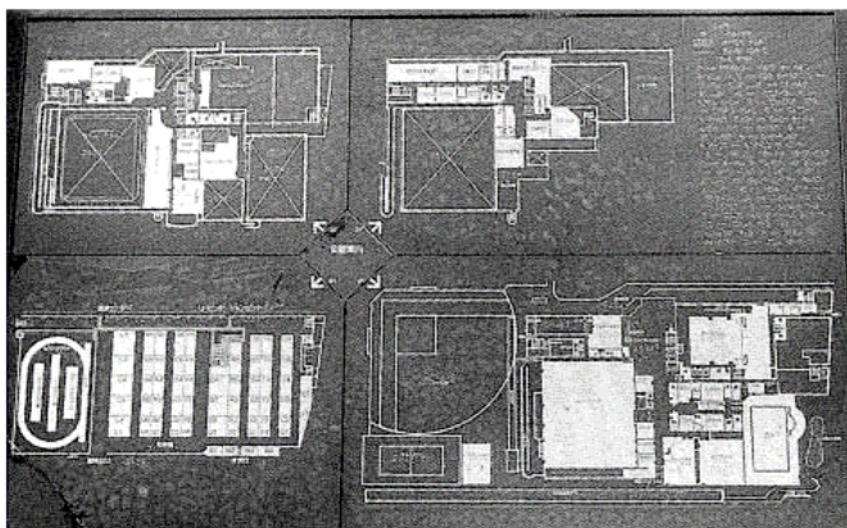


図 15-B 触地図の設置例 図 15-C 字体の例（太ゴシック）



よこはまし
ヨコハマシ
横浜市

写真 15-A 建築物内の配置を表した触知図



(横浜ラポール)

望ましい水準

(3) 文字

漢字表記については、必要に応じひらがなを併記する。

○ その他の事項

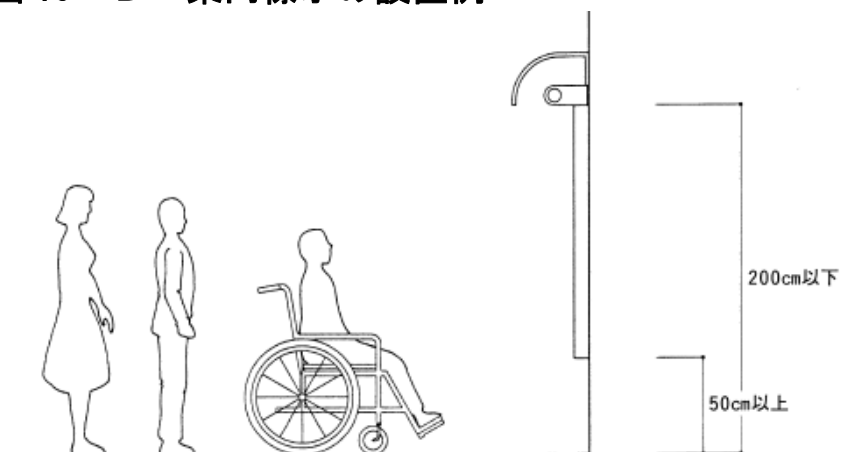
ア 必要に応じ建築物の出入口の位置や主要な室の内部の配置を示した触知図を設ける。

イ 主要な室及び便所の出入口では、必要に応じ視覚障害者にわかるように室名や部屋番号を浮き出したもの（便所にあつては男女の区別）又は、点字表示を設ける。

ウ 出入口等の表示は、施設及び主要な室の内部の配置及び構造を案内する。施設の総合案内としては車いす使用者用客席等、障害者、高齢者等の利用に配慮した設備等の位置の表示を行う。

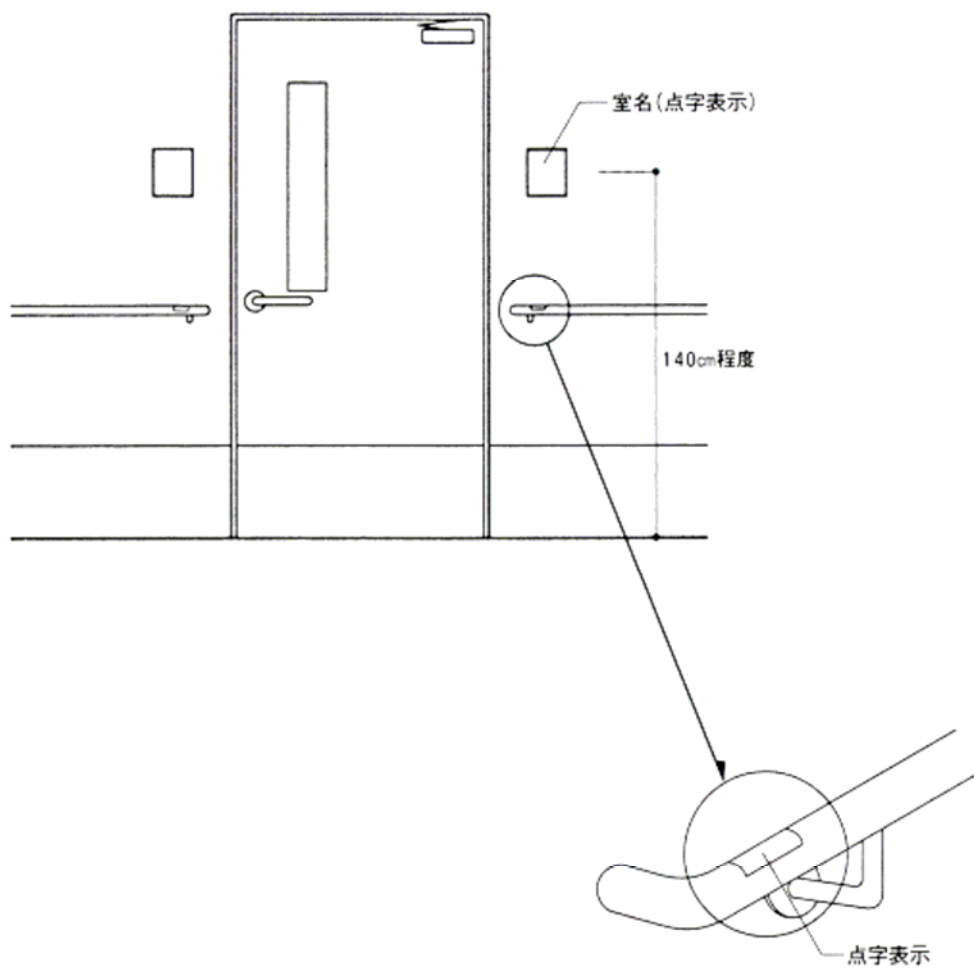
→〔図 15－E〕参照

図 15-D 案内標示の設置例



表示板面の中心は目線の高さ(130cm程度)とする。

図 15-E 居室出入口まわりの整備例



指を傷つける恐れのない素材や仕上げとする。

16

視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

- (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
 - ア 歩道上から外部出入口、敷地内通路又は案内施設に至る連続した経路
 - イ 敷地内通路の車路に近接する部分
 - ウ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとする。
 - ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートルとすること。
 - イ 色は、周辺の床材の色と対比効果があるものとすること。
 - ウ 別表第3の3の項(2)ウ及びエに定める構造とすること。
- (3) 地下街その他視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。
- (4) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。
- (5) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色とすること。

整備基準解説

- (1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設場所
 - ア 連続した経路の敷設
 - (ア) 点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備(点字案内板又は触知図等)を設ける場合は、正面に至る経路に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
 - (イ) 出入口から施設案内に至る連続した経路にエレベーターがある場合は、乗降ロビーの乗り場ボタン前に敷設する。
 - イ、ウ 注意を喚起する場所
 - (ア) 基準に該当する場所は、敷地内通路及び敷地内通路の階段や屋内階段、エスカレーターである。
 - (イ) 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅 60 センチメートルを確保する。
 - エ 敷設にあたっての留意点
 - (ア) 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。
 - (イ) 通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に、かつ壁面から通行の支障とならない距離を確保する。
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造
 - ア 大きさ
視覚障害者の歩行感覚を取り損なわない最低限の大きさとして 30 センチメートル角とした。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。
 - イ 色
危険を知らせる箇所(階段等)は原則黄色とする。建物内の平坦部や敷地内通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。なお、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一した色を使用する。
(P146参照)

図面番号

- [図16-D]
[図16-E]
[図16-F]
[図16-G]
[図16-H]
[図16-I] 参照

→ [図16-A] 参照

ウ その他の構造

道路の一般都市施設3の「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の項(2)ウ及びエを参照。

(3) 音による誘導

ア 視覚障害者の利用の多い施設とは区役所、図書館、市が設置する全市一館施設（市内に1つしかない公共施設）その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等が該当する。

イ 音による誘導は大規模で複雑な構造をもち、出入口が複数ある施設にあつては、視覚障害者にとって有効な情報提供手段となる。しかし、音による整備誘導を行う際には、その目的と音源の種類による誘導特性をよく理解して整備計画をたてる必要がある。たとえば、誘導鈴等に用いられる断続音による誘導は遠方から目標施設の位置・方向を大まかに認知するためには有効である。一方、テープ等による誘導は遠方からの方向確認には適していないが、近距離において外部出入口等の正確な位置を案内したり、通路の分岐点における現在位置の確認や複数情報の提供を行う等の案内に適している。

(4) 点字表示

視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

(5) エスカレーター

弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいようくし板の縁取りを行う。

→〔図16-C〕参照

望ましい水準

(1) 敷設場所

必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果がある床材を敷設する。

(5) エスカレーター

エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等へ注意を喚起するため音声案内を行う。

○ その他の事項

複雑な構造をもつような大規模施設においては、受付等で点字による施設案内が行えるよう案内設備を設ける。

道路(2)



2

指定施設

●基本的考え方

連続した歩道の整備のためには、動線上にある立体横断施設の整備が重要となる。特に、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に昇降することができるエレベーターの設置が必要である。

6

案内標示

指定施設整備基準

案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること

- (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- (2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- (3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
- (4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- (5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等の移動を容易にするため、障害の特性に応じた案内標示を行う。案内板・サインの設置にあたっては、車いす使用者、弱視者、高齢者、知的障害者等にも分かりやすく、また、通行の妨げとならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。照明や採光もあわせて配慮する。

(1) 文字

書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。

(2) 設置位置

通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障にならないように設置する。

(3) 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より 50～200 センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から 100 センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

(4) 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

(5) スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

図面番号

→P 99

〔図15-C〕参照

→P 101

〔図15-D〕参照

望ましい水準

(1) 文字

ア 点字による表示を行う。

イ 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記する。

○ その他の事項

必要に応じ音による案内（音声誘導装置）を併用する。

公園

3

●基本的考え方

公園がもたらす「うるおい」や「やすらぎ」、また、その公園の「特色となるテーマ」などを考慮し、すべての人が快適に利用できるようそれぞれの施設を整備する。特に、出入口にあっては、障害者、高齢者等が安全で分かりやすく、利用しやすい構造に配慮する。園路は、目的とする施設への通路でもある。そのため、すべての人が安全に移動できる歩行空間として連続的に整備する。特に縦断こう配と横断こう配は緩やかにする。また、公園の修景施設等は人の五感を考慮した設計デザインとすることが重要である。なお、公園内に設置される一般都市施設及び指定施設は、当該施設の種類及び規模に応じた整備基準を準用する。



出入口

一般都市施設整備基準

出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。
 - ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
 - イ こう配は、12分の1以下とすること。
- (4) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。

指定施設整備基準

- (1) 出入口のうち2以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。
 - イ 段を設けないこと。ただし、段を3の項(5)に定める構造に準じたものとし、次に定める構造の傾斜路及び4の項に定める構造の手すりを併設した場合は、この限りでない。
 - (ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。
 - (イ) こう配は、12分の1以下とすること。
 - ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。
 - オ 歩道上から出入口に至る経路には、別表第3の3項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項(5)に定める構造に準じたものとする。

整備基準解説

○ 基本的考え方

すべての人に使いやすく安全な出入口を設け、これと連続した園路との通行動線確保する。出入口と道路から公園への進入口まわりを規定したものである。

(1) 出入口の構造

ア 出入口全体の有効幅員は、120センチメートル以上であるが、車止め柵を設ける場合においても、柵と柵との間隔は、90センチメートル以上を確保する。

イ 傾斜路

(ア) 有効幅員120センチメートルは車いす使用者が通路を円滑に通行しやすい幅員である。

図面番号

→ [図1-A]
[図1-B] 参照

→ [図1-A]
[図1-C] 参照

(イ) こう配

車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする。また、車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させない。

- (ウ) 単独で行動できる車いす使用者、または介助者1名での行動をとる車いす使用者を前提とし、その円滑な歩行を可能とするため、段を設けない整備基準を設けた。ただし、歩行が可能である高低差2センチメートル以下のものは、段とみなさない。

ウ 路面

(ア) 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障する凹凸のない仕上げとする。

(イ) 砂利敷きや石畳は車いすでは動けないので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では、目地部にも段差が生じないように施工する。

エ 溝ふたの構造

格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

オ 視覚障害者誘導用ブロックの構造

道路の一般都市施設3の「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の項を参照。

- (2) (1)以外の出入口の構造

3の「園路」の項(5)を参照。

望ましい水準

- (1) 出入口の構造

全ての出入口が整備基準を遵守できる構造とする。

○ その他の事項

ア 出入口の車止め柵の前後には150センチメートル以上の水平面を設ける。

イ 視覚障害者誘導用ブロックについては、建築物等が公園内にある場合、必要に応じ出入口から建築物等まで連続して敷設する。

2 駐車場

指定施設整備基準

不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(総駐車台数が50以上200以下の場合は当該台数に50分の1を乗じて得た数以上、総駐車台数が200を超える場合は当該台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。

- (1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。
- (2) 3の項に定める構造の園路に近接した場所に設けること。
- (3) 駐車区画から3の項に定める構造の園路に至る通路は、同項に定める構造とすること。
- (4) 別表第5の2の項(2)、(4)及び(5)に定める構造とすること。

整備基準解説

- (1) 駐車区画の寸法
車いす使用者が安全に乗降できるスペースとして、標準駐車区画に幅120センチメートル、奥行き100センチメートルを加えたものである。
- (2) 設置場所
自動車の動線と車いす使用者が動線の交差を避けるために、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設けることが必要である。
- (3) 通路の構造
3の「園路」の項を参照。
- (4) 水平な場所、案内の表示及び誘導の表示
建築物の2の「駐車場」の項(2)、(4)及び(5)を参照。

○車いす使用者用駐車区画の設置数

総駐車台数	設置数
1～50	1以上
51～100	2以上
101～150	3以上
151～200	4以上
201～300	5以上

望ましい水準

- (4) 案内の表示
駐車場の「満空標示」に、車いす使用者の駐車区画の利用状況を知らせる装置を設ける。

図面番号

→〔図2-A〕参照

→〔図2-B〕
〔図2-C〕参照

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準

この望ましい水準は、福祉のまちづくり条例で定める整備基準に合わせ車いす使用者用駐車区画を整備することを基本として、当該駐車区画を必要としている方がより利用しやすい環境をつくるために努めるべき対応をまとめたものです。

○障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークの表示

障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークを使用して、車いす使用者等のための駐車区画であることを表示します。表示方法に関しては、周囲に自動車が駐車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさと設置します。また、路面における表示は、車がとまっても隠れない位置にマークを塗装することとします。

○掲示物による注意喚起

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を抑制するため、掲示による注意を促します。また、加えて、幅の広い駐車区画の必要性を示し、必要のない方は他の駐車区画を利用するように誘導掲示を行います。

○車いす使用者用駐車区画に三角コーン等を置く場合の対応

駐車区画の中央に三角コーンを置くことは、車いす使用者等にとり、自動車を他の場所に一旦とめ、コーンを退ける作業が必要であったり、コーン自体が重く移動できなかつたりし、駐車できないケースがあります。

三角コーン等は駐車区画中央部に置くのではなく、駐車区画横のゼブラゾーンに置き、車いす使用者等が自動車から降り建築物の出入口に至る動線に影響がない位置に配置します。

なお、不適切利用を防止する意味で駐車区画中央部に三角コーン等を配置する場合は、すぐに係員等がそれを移動できる体制を整えます。

○駐車区画の色分け ※

車いす使用者用駐車区画と一般駐車区画を区別し目立たせるため、路面塗装で色分けをします。

○駐車場係員等による声かけ ※

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、係員等の巡回など、利用状況の把握に努め、必要に応じて適正利用の声かけを行います。

○啓発活動 ※

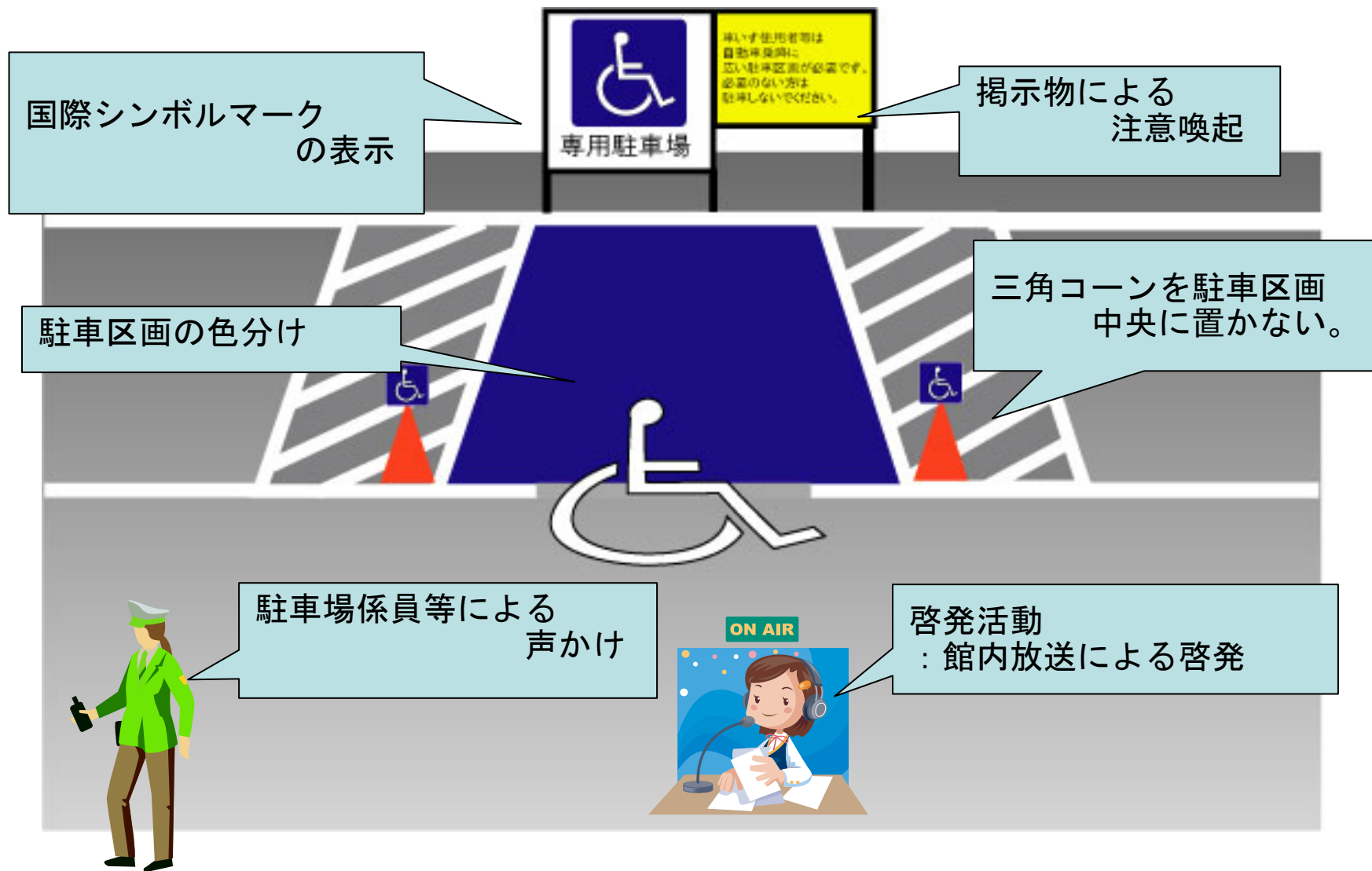
車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、啓発チラシ等の配布や施設内の放送による呼びかけを行います。また、車いす使用者用駐車区画においても、センサー等で車を感知し、音声によって注意を促します。

※印：望ましい水準の中でも、駐車場の管理状況及び利用状況等を勘案し、駐車場設置事業者が自主的、自発的に取り組むことを期待する事項

参考

事業者独自に駐車区画の利用対象者を定め、駐車許可証を発行する制度を設けている事例があります。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準の図解



6

案内標示

指定施設整備基準

案内標示を設ける場合は、次に定める構造とし、そのうち1以上は、園路及び広場の出入口の付近に設けること。

- (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- (2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- (3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
- (4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- (5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

公園を利用するための情報提供はすべての人に分かりやすい配慮が必要である。誘導サインのほかに、樹種名等の説明板についても同様とする。

(1) 文字

書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。

(2) 設置位置

通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

(3) 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50～200センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

(4) 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

(5) スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

図面番号

→ P 99

〔図15-C〕参照

→ 〔図6-B〕参照

望ましい水準

○ その他の事項

ア 総合案内板等

総合案内板には、視覚障害者のための点字表示や触知図を設ける。総合案内板は点字が読みやすい角度と高さに配慮し、床面には位置を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置する。管理事務所がある場合、当該公園の概要が点字で記された説明書を備える。

イ 誘導サイン

園路には、視覚障害者にも出入口の方向が分かる誘導サインのデザインに配慮する。

→ 〔図6-A〕

〔写真6-A〕参照

公共交通機関の施設

4

●基本的考え方

公共交通機関は、人が目的とする施設に安全かつ円滑に到達するための重要な施設である。そのため、すべての人が安全に移動できるよう駅舎等の整備が必要である。

7 エレベーター

指定施設整備基準

1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。

- (1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (2) かごの奥行きは135センチメートル以上とし、かごの幅は140センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。
- (3) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (4) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (5) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
- (6) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。
- (8) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (10) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (11) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること

整備基準解説

○ 基本的考え方

直接地上に通ずる出入口が複数あり、地上において各々の出入口が地形上、構造上通行が分断される場合は、各々の経路においてエレベーターを設けるよう留意する。

(1) 出入口の幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。

(2) かごの寸法

駅の規模に応じ、大きいサイズのもを設置する。

障害者、高齢者等が円滑に利用できるかご寸法の考え方としては、まず、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法がある。(社)日本エレベーター協会では、「JEAS-B506車いす兼用エレベーターに関する標準」としてかご内法寸法、間口140×奥行135センチメートル以上の機種をこの対象としている。車いす使用者がエレベーターに前進で乗り込み、後進で降りることができるよう、間口100センチメートル以上を確保する。なお、利用者動線の観点から、貫通型(スルー型)や直角二方向型が有効な場合は、これらの導入を検討する。ただし、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種の選定にあたっては、十分な配慮が必要である。

図面番号

→P73

[図9-A]

P75

[図9-B]

[図9-C] 参照

- (3) かが内の表示装置
聴覚障害者の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。かが内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- (4) かが内の音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かが内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。
- (5) 鏡
かが内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床上90センチメートル以下の高さから上方へ90センチメートル以上の長さで設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）や直角二方向型の場合には凸面鏡等でもよい。
- (6) 手すり
両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状にすることが望ましい。取り付け高さは、75～85センチメートル程度とすることが望ましい。（参考P70⁸(3)）
- (7) 操作盤
車いす使用者の利用に配慮して、かが内の左右側面の側板の中央付近に、副操作盤を床上100センチメートル程度の高さに設ける。点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。
- (8) かがの内又は乗降ロビーの音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かが内又は乗降ロビーにかごの到着時にドアの開閉や昇降の別等を知らせる音による案内を設ける。
- (9) 乗降ロビーの構造
車いすの待機、転回に支障がないように150×150センチメートル以上の水平な空間を設けることが必要である。
（P184-2コラム「エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性」参照）
- (10) 乗降ロビーの表示装置
聴覚障害者等の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- (11) 外部との連絡
犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、かがの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等見やすい位置に設置する。

望ましい水準

- (1) かが及び乗降ロビーの構造
 - ア かがの内法寸法、間口160×奥行135センチメートル以上とする。
 - イ 緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行う。
- (2) 出入口の幅員
出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とする。

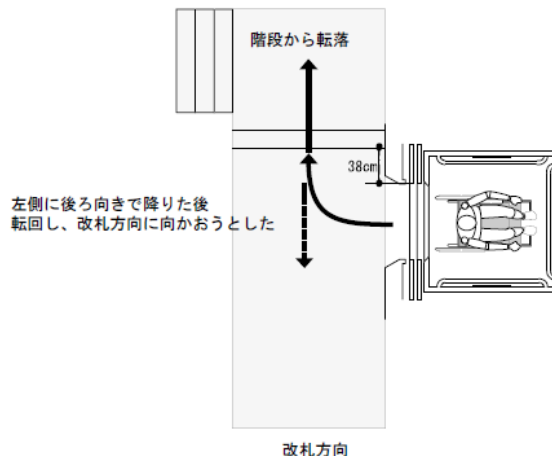
コ ラ ム

エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

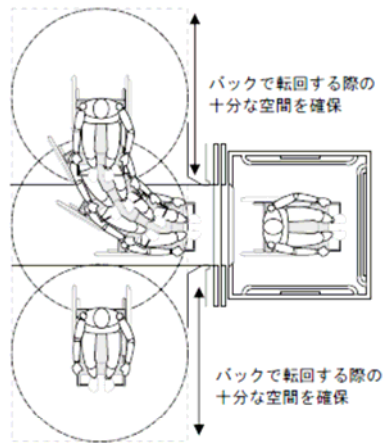
(交通エコロジー・モビリティ財団発行 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。)より抜粋)

- エレベーターロビー付近に下り段差等が近接する等の危険な状況をつくりださないこと
 - ・ 車いす使用者は、かご内で転回できない場合には、前進で乗り込み、後退して降りることとなるため、エレベーターを降りた後のロビー空間において車いす使用者が転回できる空間を確保することが重要である。このため、バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編においては、ロビー空間の広さについて、標準的な整備内容として車いす使用者が転回できるよう150cm 以上×150cm 以上の空間を確保すること、望ましい整備内容として電動車いす使用者が転回できるよう180cm 以上×180cm 以上の空間を確保することを示している。
 - ・ しかし、実際の利用状況を鑑みると、電動車いす使用者がエレベーターを出入口の左右に避けながら降りることも想定され、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要がある。
 - ・ このような電動車いす利用者等の利用状況を考慮すると、出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、電動車いす利用者等が転倒、転落するおそれがある。同様に、肢体不自由者、高齢者、視覚障害者等をはじめ高齢者、障害者等にとっても、エレベーター出入口付近に下り段差や下り階段、下りスロープが近接することは危険であることに十分留意する必要がある。
- X 駅での事故事例
 - ① 事故の発生状況
 - ・ X 駅において、電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2段）から転落し、死亡する事故が発生した。
 - ・ 事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落した。
 - ・ エレベーターかご内・出入口幅の寸法はならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていた。

<事故発生時の状況>



- ② 事故後の転落防止策
 - ・ 事故発生直後、当該階段への転落を防止するため、階段始端部に転落防止ポールが設置された。
 - ・ その後、エレベーターロビー出入口に近接する下り段差部分を嵩上げし、階段始端部の位置を変更することにより出入口左方向にロビー空間を拡大した。
 - ・ また、階段の存在を注意喚起するとともに退出方向を示している。
- 新設・大規模改良時の配慮事項
 - ① 電動車いすが後向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車いすが転回できる空間の確保を考慮すると180cm 程度）には、下り階段・段差を設けない。
 - ② 正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車いすの転回を考慮すると180cm 程度）の範囲には下り階段・段差を設けない。
 - ③ 電動車いす使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18 人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



○ 既存施設等において危険な状況が作られてしまっている場合の対応方策

- ① 上記空間内（出入口左右端から電動車いすが転回できる十分な空間）に下り階段・下り段差がある場合、転落防止策として、転落防止柵等を設ける。
- ② ただし、階段において転落防止柵を設けることにより、本整備ガイドラインで定める階段幅120cmや建築基準法で定める階段幅を確保できない場合など構造上転落防止柵を設置できない場合には、当該エレベーターを利用するために必要な各階乗り口位置及びかご内の車いす使用者に配慮した操作盤近くにおいて注意喚起の掲示を行う（降りた後に下り階段・下り段差が近接する位置とともに安全に降りるために転回すべき方向を示す）。
- ③ なお、旅客施設のエレベーターロビーには、様々な構造が想定されるため、①及び②以外の転落防止策の実施にあたっては、必要に応じて電動車いす使用者の意見を聞き検討する。



エスカレーター

指定施設整備基準

- (1) エスカレーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。
 - ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。
 - ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。
 - エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。
 - オ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
- (2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
 - ア (1)に定める構造とすること。
 - イ 車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。
 - ウ エスカレーターを操作する者呼び出すための装置を設けること。
 - エ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

整備基準解説

- (1) 構造
 - ア 踏面及び床面の材質を滑りにくいものとする。
 - ウ 弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいものとする。
 - オ 進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。
- (2) 車いす乗用ステップ付きエスカレーター
 - イ 車いす乗用ステップ付きエスカレーターは電動車いす（JIS T9203）による利用が可能なものとする。
 - ウ (2)のエスカレーターの利用にあたっては、エスカレーターの運転・操作を行う介助者が必要である。また、呼び出し装置とあわせ、車いす使用者が利用できることを示す案内標示を設ける。

図面番号

→ [図8-B]
[図8-C] 参照

→ [図8-A] 参照

望ましい水準

- その他の事項
 - ア ステップの水平部分は3枚とし、乗降時にはスピードが遅くなるものとする。
 - イ くし板から70センチメートル程度の移動手すりを設ける。
 - ウ 乗降口には、動線の交錯を防止するため、高さ80センチメートル～85センチメートル程度の固定柵または固定手すりを設置する。
 - エ エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等へ乗り口、降り口の位置を知らせるための、音声案内装置を設置する。その際には、エスカレーターの行き先及び上下方向が分かるような内容とし、乗り口に近い位置から案内が聴こえるよう配慮する。
 - オ 上下専用エスカレーターをそれぞれ設置する。

10 バス停留所

指定施設整備基準

バスターミナルのバス停留所は、次に定める構造とすること。

- (1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。
 - ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
 - イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
 - ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
 - エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
 - オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。
- (2) 上屋及びベンチを設けること。

整備基準解説

- 基本的考え方
路線バスは最も身近な公共交通機関である。障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる構造に配慮する。
- (1) 案内標示
道路の6の「案内標示」の項を参照。
- (2) 上屋及びベンチ
障害者、高齢者等が風雨にさらされることなくバス待ちができる空間を確保する。

図面番号

→ [写真10-B]
参照

望ましい水準

- (1) 案内標示
案内標示には点字による表示を行う。
- (2) 上屋
風防付上屋を設ける。
- その他の事項
 - ア バス接近表示システムを設け、バス接近表示システムはバスの行き先、運行系統等を文字や音声で案内する。
 - イ 乗降場の高さは車道から15~20センチメートル、乗降場の幅員は200センチメートル以上とする。

→ [写真10-A]
参照

→ [写真10-B]
[写真10-C]
参照

- 参考
一般のバス停については10の項のバスターミナルのバス停留所に準ずる構造とすることが望ましい。

13 案内標示

指定施設整備基準

- (1) 公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
- (3) 公共用の通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (4) 公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えること。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
- エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

- 基本的考え方
案内標示等は車いす使用者、視覚障害者、高齢者、知的障害者等の利用に配慮した構造とする。出入口等の表示は、施設の総合案内として主要な設備を示すとともに、障害者、高齢者等が利用可能な設備の位置の表示を行う。
- (1) 運行情報提供設備
文字情報による設備には、発光ダイオードや液晶等の電光表示板がある。
また、事故等の非常時に改札口や乗降場で、その内容を知らせる手書きの文字情報板が必要である。音声によっても、文字情報で表示する内容と同程度の情報を提供する。
- (2) 標識
標識（ピクトグラム）は日本工業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものでなければならない。(3) 視覚障害者に示すための設備
その他の方法により視覚障害者に示すための設備とは、日本工業規格 T 0922 規格にあわせた触知案内板等をいう。
- (4) 案内板その他の設備の構造
- ア 文字
書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- イ 設置位置
通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

図面番号

- P 2 0 3
〔写真 15-A〕
〔写真 15-B〕
〔図 15-A〕 参照
- P 9 9
〔図 15-A〕 参照
- 〔図 13-A〕 参照
- P 9 9
〔図 15-C〕 参照

ウ 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より 50～200 センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から 100 センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

エ 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

オ スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

→P101

〔図15-D〕参照

望ましい水準

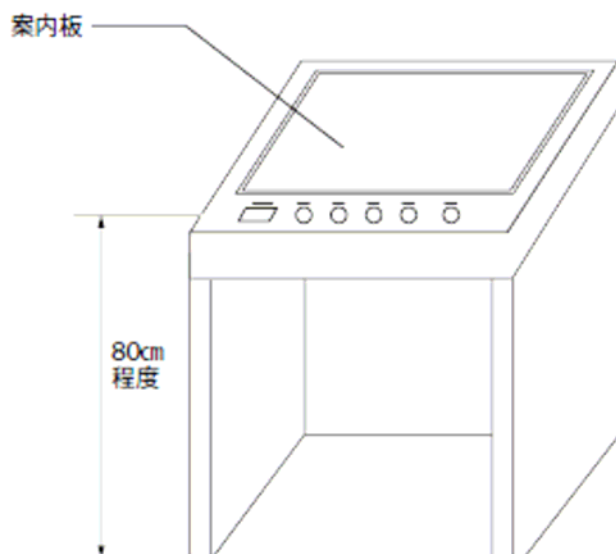
(4) 文字

漢字表記については、必要に応じひらがなを併記する。

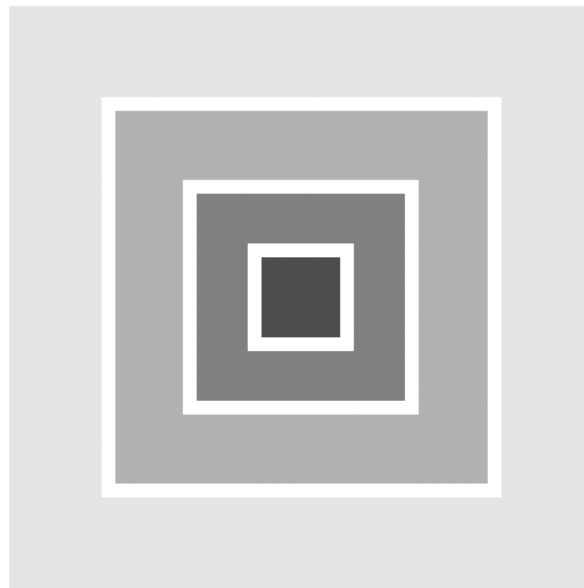
○ その他の事項

点字案内板及び触知図案内板には、駅の案内窓口等につながるインターホンを設置する。

図 13-A 音声触知図案内板の設置例



資料編



2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について
- ・ 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について

2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成10年1月23日公布 横浜市規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(一般都市施設及び指定施設)

第3条 条例第2条第3号の一般都市施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設とする。
2 条例第2条第4号の指定施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

(整備基準)

第4条 条例第18条第2項に規定する一般都市施設整備基準は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとし、指定施設以外のすべての一般都市施設について適用する。

2 条例第18条第3項に規定する指定施設整備基準は別表第5から別表第8までに定めるとおりとし、これらの適用については別表第9に定めるとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、条例第22条第1項に規定する指定施設整備者に対し、別表第5から別表第8までの規定にかかわらず、当該指定施設について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用するために必要と認める基準に適合させるよう指導又は助言することができる。

(適合証の交付)

第5条 条例第21条第1項に規定する証票(以下「適合証」という。)の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)により行わなければならない。

2 適合証交付請求書には、別表第10に掲げる図書並びに整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

3 適合証は、横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証(第2号様式)とする。

4 市長は、適合証の交付の請求があった場合において、不交付の決定をしたときは、適合証不交付決定通知書(第3号様式)によりその旨を当該請求者に通知するものとする。

5 市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(事前協議)

第6条 条例第22条第1項の規定により協議をしようとする者は、指定施設新設等(変更)事前協議書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 指定施設新設等(変更)事前協議書には、別表第10に掲げる図書及び指定施設整備基準への適合状況が分かる図書を添付しなければならない。

3 条例第22条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる指定施設について、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの 確認申請をしようとする日の40日前
- (2) 確認申請を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 確認申請をしようとする日の30日前
- (3) その他の指定施設 工事に着手しようとする日の30日前

4 市長は、条例第22条第1項の規定による協議が終了したときは、指定施設新設等(変更)事前協議終了通知書(第5号様式)を当該協議をした者に交付するものとする。

(工事完了の届出)

第7条 条例第23条の規定による届出は、工事完了届出書(第6号様式)により行わなければならない。

2 工事完了届出書には、別表第10に掲げる図書並びに指定施設整備基準への適合状況が分かる

図書及び写真を添付しなければならない。

(表示板)

第8条 条例第26条に規定する規則で定める適合指定施設は、指定施設整備基準に適合すると認められた別表第1 1建築物の部に掲げる指定施設のうち、別表第5の規定にかかわらず、別表第11に定めるすべての基準に適合した施設とする。

2 条例第26条の表示板(以下「表示板」という。)の様式は、第7号様式とする。

3 市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1) 交付の対象となった適合指定施設が改修等により別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(勧告)

第9条 条例第29条第1項の規定による勧告は、勧告書(第8号様式)により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による勧告は、勧告書(第9号様式)により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第30条第1項の規定による公表は、横浜市報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第30条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(意見の聴取)

第11条 条例第30条第3項の規定による意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出させて行うものとする。

2 条例第30条第3項の規定により意見を述べようとする者は、意見書を提出する際(口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、その際に)、証拠書類等を提出することができる。

3 条例第30条第3項の規定による通知は、意見聴取通知書(第10号様式。口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、第11号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第31条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第12号様式)とする。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から市長が別に定める日までの間における別表第1の5の項及び6の項に掲げる指定施設に係る別表第5の10の項に規定する整備基準の適用については、別表第9の5の項及び6の項用途に供する部分の床面積の合計の欄中「300平方メートルを超え」とあるのは、「500平方メートルを超え」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第6条第3項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号)第22条第1項の規定による協議(以下「協議」という。)について適用し、施行日前に開始した協議については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5、別表第9及び別表第11の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に横浜市福祉のまちづくり条例(平成 9 年 3 月横浜市条例第 19 号)第 22 条第 1 項の規定による協議(以下「協議」という。)を開始した建築物について適用し、施行日前に協議を開始した建築物については、なお従前の例による。

3 この規則第 2 条の規定による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の規定は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設及び法附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧法施設」という。)については、当該旧法施設が法附則第 41 条第 1 項、第 48 条又は第 58 条第 1 項の規定に基づきなお従前の例により運営している間は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 4 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設(横浜市福祉のまちづくり条例(平成 9 年 3 月横浜市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する一般都市施設をいう。以下同じ。)である公園(指定施設(同条第 4 号に規定する指定施設をいう。以下同じ。)である公園を除く。以下同じ。)について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である公園については、なお従前の例による。

3 新規則別表第 5 から別表第 9 まで及び別表第 11 の規定は、施行日以後に条例第 22 条第 1 項の規定による協議(以下「協議」という。)を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

別表第1（第3条）

1 建築物

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
1 官公庁施設	官公庁施設	すべての施設
2 福祉施設（その1）	(1)障害者支援施設 (2)福祉ホーム (3)身体障害者社会参加支援施設 (4)老人福祉施設 (5)介護老人支援施設 (6)その他これらに類する施設	すべての施設
3 福祉施設（その2）	(1)児童福祉施設 (2)保護施設 (3)その他これらに類する施設	すべての施設
4 病院	病院	すべての施設
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	すべての施設
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	すべての施設
7 助産所	助産所	すべての施設
8 その他の医療施設	(1)施術所 (2)薬局	すべての施設
9 教育施設	(1)学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2)その他これに類する施設	すべての施設
10 文化施設	(1)図書館 (2)博物館 (3)その他これらに類する施設	すべての施設
11 集会施設	(1)冠婚葬祭施設 (2)集会場 (3)公会堂 (4)その他これらに類する施設	すべての施設
12 休憩所	(1)公園の休憩所 (2)高速自動車国道及び自動車専用道路の休憩所	すべての施設
13 金融機関等の施設	(1)銀行その他の金融機関の店舗 (2)その他これに類する施設	すべての施設
14 公益事業施設	(1)一般ガス事業者の営業所及び事務所 (2)一般電気事業者の営業所及び事務所 (3)電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の営業所及び事務所 (4)その他これらに類する施設	すべての施設
15 理容所・美容所	(1)理容所 (2)美容所 (3)その他これらに類する施設	すべての施設
16 地下街	地下街	すべての施設
17 物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
18 飲食店	飲食店	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
19 サービス店舗	(1)クリーニング取次店 (2)旅行業を営む者の営業所 (3)質屋の営業所 (4)ビデオレンタル店 (5)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
20 興行施設	(1)劇場、映画館、演芸場及び観覧場 (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
21 遊興施設	(1)遊技場、マージャン屋、勝馬投票券発売所、カラオケボックス、バー及びキャバレー (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
22 公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
23 運動施設	(1)体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
24 宿泊施設	(1)ホテル、旅館及び簡易宿所 (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
25 展示場	展示場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
26 事務所・工場	(1)事務所（前各項に掲げるものを除く。） (2)工場 (3)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
27 複合施設	一般都市施設の複合建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
28 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場の用に供する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
29 共同住宅	共同住宅	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
30 公衆便所	公衆便所（簡易公衆便所を除く。）	すべての施設

2 道路

（以下、略）

別表第4（第4条第1項）公園に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	<p>出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、<u>120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</u> ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(4) <u>路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>(5) <u>出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</u></p>
2 園路	<p>園路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項に定める構造の出入口に接続すること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が75センチメートルを超える場合において、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設け、手すりを併設したときは、縦断こう配を12分の1以下とすることができる。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 階段の始末端部に近接した園路には、別表第3の3の項(2)（エ（イ）を除く。）に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 階段には、手すりを設けること。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
3 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを1以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けること。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けること。</p>

別表第5（第4条第2項）建築物に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 敷地内通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 傾斜路を設ける場合は、7の項(1)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>オ 敷地内通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ちこまない構造のふたを設けること。</p>
2 駐車場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合は、<u>1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)</u>の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの駐車区画については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 水平な場所に設けること。</p> <p>(3) 建築物の出入口に近接した場所に設けること。</p> <p>(4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 道路から駐車場へ通ずる出入口から駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。</p> <p>(6) 駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、1の項(2)に定める構造に準じたものとする。</p>
3 外部出入口	<p>屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。</p> <p>(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p>
4 廊下	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床面は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 廊下を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>エ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>オ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑</p>

	に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。
5 居室の出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p>
6 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。</p> <p>(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 回り段を設けないこと。</p> <p>(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。</p> <p>(8) けこみ板を設けること。</p>
7 傾斜路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び10の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
8 手すり	<p>6の項に定める構造の階段及び7の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 手すりは、階段及び段(以下「階段等」という。)並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
9 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) かごの幅は140センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(5) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(6) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音</p>

	<p>声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(7) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(9) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>(12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
10 便所（その1）	<p>5の項に定める構造の居室の出入口(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道又は公園、広場その他の空地)へ通ずる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 便所及び便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 便所及び便所の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 便所及び便所の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</p> <p>(6) 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) 便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。</p> <p>(8) 便房には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(9) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p><u>(10) 便所内に、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</u></p>
11 便所（その2）	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、便所が建築物の区分につき1箇所の建築物であって、当該便所が10の項に定める構造の便房だけで構成されているものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 10の項に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け式便器及び手すりを有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) <u>男子用の小便器を設ける場合には1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。</u></p> <p>(6) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>
12 浴室、シャワー室及び更衣室	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>オ 必要な場所に手すりを設けること。</p> <p>カ 浴槽、シャワー及び水栓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような</p>

	構造とすること。
13 客室	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客室を設ける場合は、1以上(総客室数が100を超えるときは、2以上)を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(5) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。</p> <p>(6) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる浴室、便所、洗面所等を設けること。</p>
14 客席及び舞台	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。</p> <p>イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する舞台を設ける場合は、障害者、高齢者等が支障なく客席及びそで口から舞台上上がることができるような経路を確保すること。</p>
15 案内標示	<p>(1) <u>障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを表示する標識を設けること。</u></p> <p>(2) <u>建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(3) <u>建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ <u>障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</u></p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア 歩道上から外部出入口、敷地内通路又は案内施設に至る連続した経路</p> <p>イ 敷地内通路の車路に近接する部分</p> <p>ウ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、周辺の床材の色と対比効果があるものとする。</p> <p>ウ 別表第3の3の項(2)ウ及びエに定める構造とすること。</p> <p>(3) 地下街その他視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。</p> <p>(4) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。</p> <p>(5) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色とすること。</p>
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用	<p>(1) 別表第1 1建築物の部4の項及び13の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼び出しのための窓口等の1以上には、文字により情</p>

<p>に必要な設備</p>	<p>報を表示する設備を設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けること。</p>
<p>18 警報設備及び避難口誘導灯</p>	<p>(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けること。</p> <p>(2) 屋外へ通ずる出入口、廊下、階段その他必要な箇所には、点滅型誘導灯を設けること。</p>
<p>19 附帯設備</p>	<p>(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保すること。</p> <p>(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</p> <p>(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p>

別表第6（第4条第2項）道路(立体横断施設)に関する指定施設整備基準

整備項目	指 定 施 設 整 備 基 準
1 通路	<p>通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 階段	<p>昇降部分の階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、4の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。</p>
3 傾斜路	<p>1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の両側には、側壁若しくはさく又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 必要に応じ、4の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
4 手すり	<p>2の項に定める構造の階段及び3の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>(2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>
5 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、別表第5の9の項に定める構造のエレベーターを設けること。</p>
6 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>(5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
7 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 立体横断施設の昇降口並びに階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した路面</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>(2) その他の設備については、別表第5の16の項(4)及び(5)に規定する整備基準を準用する。</p>

別表第7（第4条第2項）公園に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を3の項(5)に定める構造に準じたものとし、次に定める構造の傾斜路及び4の項に定める構造の手すりを併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>オ 歩道上から出入口に至る経路には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項(5)に定める構造に準じたものとする。</p>
2 駐車場	<p>不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(総駐車台数が50以上200以下の場合は当該台数に50分の1を乗じて得た数以上、総駐車台数が200を超える場合は当該台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 3の項に定める構造の園路に近接した場所に設けること。</p> <p>(3) 駐車区画から3の項に定める構造の園路に至る通路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>(4) 別表第5の2の項(2)、(4)及び(5)に定める構造とすること。</p>
3 園路	<p>園路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続すること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、15分の1以下とすること。ただし、次に定める構造の園路については、12分の1以下とすることができる。</p> <p>ア 高低差が75センチメートルを超える場合において、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 園路の両側には、側壁若しくはさく又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ウ 4の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 園路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、12分の1以下のこう配ですりつけることとし、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上とすること。やむを得ず段を残す場合は、その高低差を2センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 園路に階段を設ける場合は、次に定める構造とし、始末端部に近接した路面には、別表第3の3の項(2)(エ(イ)を除く。)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 階段の両側には、4の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>イ 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
4 手すり	<p>1の項(1)に定める構造の出入口及び3の項に定める構造の園路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>(2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>
5 便所	<p>別表第5の10の項及び11の項に規定する整備基準を準用する。</p>
6 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とし、そのうち1以上は、園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p>

	(5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。
7 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを2以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、別表第4の3の項(2)に定める構造とすること。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>ウ 水栓は、レバー式その他障害者、高齢者等が利用しやすい構造とすること。</p> <p>(4) 自動販売機、券売機等を設ける場合は、別表第5の19の項(3)に定める構造とすること。</p>

別表第8（第4条第2項）公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものとする。</p>
2 通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続すること。</p> <p>ア 有効幅員は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものとする。</p>
3 改札口	改札口のうち1以上は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。
4 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、6の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。</p>
5 傾斜路	<p>1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 別表第5の7の項(1)ア及び(2)アからオまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 必要に応じ、6の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
6 手すり	<p>4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>(2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>
7 エレベーター	<p>1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは135センチメートル以上とし、かごの幅は140センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。</u></p> <p>(3) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(8) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(10) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(11) <u>かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかがご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</u></p>
8 エスカレーター	<p>(1) エスカレーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。</p> <p>エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。</p> <p>オ <u>行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</u></p> <p>(2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けること。</p> <p>ア (1)に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。</p> <p>ウ エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。</p> <p>エ <u>上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</u></p>
9 鉄道の駅のホーム	<p>鉄道の駅のホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。</p> <p>(3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(4) ホーム上の設置物は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p>
10 バス停留所	<p>バスターミナルのバス停留所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ <u>障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</u></p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(2) 上屋及びベンチを設けること。</p>
11 タクシー乗り場	<p>タクシー乗り場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。</p> <p>(3) 上屋及びベンチを設けること。</p>
12 便所	別表第5の10の項及び11の項に規定する整備基準を準用する。
13 案内標示	<p>(1) <u>公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</u></p> <p>(3) <u>公共用の通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この表において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(4) <u>公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えること。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p>

	<p>イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次に定める場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路</p> <p>イ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断こう配が急激に変化する場所</p> <p>ウ 鉄道の駅のホームの縁端及び両端</p> <p>エ 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路</p> <p>オ バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口</p> <p>(2) 3の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。</p>
15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けること。</p>
16 警報設備及び避難口誘導灯	<p>別表第5の18の項に規定する整備基準を準用する。</p>
17 附帯設備	<p>(1) 券売機を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p> <p>ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。</p> <p>(2) その他の設備については、別表第5の19の項及び別表第7の7の項(1)に規定する整備基準を準用する。</p>

別表第9（第4条第2項）

1 建築物

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター	10 便所（その1）	11 便所（その2）	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
1 官公庁施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 福祉施設（その1）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 福祉施設（その2）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 病院	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 助産所	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 その他の医療施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 教育施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整 備 項 目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
10 文化施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 集会施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 休憩所	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 金融機関等の施設	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○		○		○		○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 公益事業施設	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 理容所・美容所	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 地下街	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○
17 物品販売業を営む店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 飲食店	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 サービス店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
20 興行施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 遊興施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 公衆浴場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 運動施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 宿泊施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 展示場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26 事務所・工場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 複合施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28 路外駐車場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 共同住宅	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30 公衆便所	すべての施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (備考)
- 印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。
 - 別表第5の9の項(4)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積(別表第1 1建築物の部27の項に掲げる施設にあっては、別表第1 1建築物の部26の項及び29の項に掲げる施設の用途に供する部分の床面積を除いた床面積)の合計が2,000平方メートル未満の施設については、適用しない。
 - 別表第5の17の項(3)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設に適用する。
 - 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設については、別表第5の4の項(2)ア及び6の項(5)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
 - 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設に係る別表第5の9の項に規定する整備基準は、階数が4以上(専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設について適用する。
 - 別表第1 1建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。)及び29の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(3)及び(4)に定める構造に係る整備基準は、車いす利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。
 - 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設に係る別表第5の2の項に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。
 - 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、別表第5の10の項(10)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
 - 別表第5の15の項に規定する整備基準は、別表第1 1建築物の部6の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、9の項(用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の施設に限る。)、12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、適用しない。ただし、これらの施設に案内標示を設置する場合にあっては、別表第5の15の項に規定する整備基準を遵守しなければならない。

別表第10（第5条第2項、第6条2項、第7条第2項）

（以下、略）

別表第11（第8条第1項）

整備項目	表示板交付基準
1 敷地内通路	<p>(1) 道路から主要な出入口に至る敷地内通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、同表の7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 別表第5の1の項(1)ア及び(2)オに定める構造とすること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の敷地内通路以外の敷地内通路に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、かつ、段の始末端部に近接した路面には別表第3の3の項(2)アからエ(ア)までに定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 駐車場	<p>車いす使用者用駐車区画を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場(機械式駐車場を除く。)を設け、別表第5の2の項(1)から(6)までに定める構造とすること。</p>
3 外部出入口	<p>屋外へ通ずる主要な出入口は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の敷地内通路に接続すること。</p> <p>(1) 別表第5の3の項(1)及び(3)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 戸は、引き戸式又は自動的に開閉する構造とすること。</p> <p>(3) 戸の全面が透明な場合には、必要な箇所に色を有するものを用いる等衝突を防止するための措置を講ずること。</p>
4 廊下	<p>(1) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 別表第5の4の項(1)ア並びに(2)ア及びウに定める構造とすること。</p> <p>イ 床面には、段を設けないこと。ただし、別表第5の7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の廊下以外の廊下に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとすること。</p>
5 居室の出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口は、別表第5の5の項に定める構造とすること。</p>
6 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、別表第5の6の項に定める構造とすること。</p>
7 傾斜路	<p>別表第5の7の項に規定する整備基準を準用する。</p>
8 手すり	<p>別表第5の8の項に規定する整備基準を準用する。</p>
9 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル(用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設(別表第1 1建築物の部29の項に掲げる施設を除く。))にあつては、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごは、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上(別表第1 1建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。))及び29の項に掲げる施設にあつては、間口100センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上)とすること。</p> <p>(4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設</p>

	<p>けること。</p> <p>(5) かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(6) かが内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(7) かが内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(8) かが内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(9) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(10) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>(11) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
10 便所（その1）	<p>車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の便房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。)設け、別表第5の10の項に定める構造とすること。</p>
11 便所（その2）	<p>別表第5の11の項に規定する整備基準を準用する。</p>

・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（バリアフリー新法）が策定されました。（平成 18 年 6 月 21 日公布、12 月 20 日施行）

この法律に関する詳しい内容は、以下の国土交通省バリアフリーユニバーサルデザイン施策のホームページを御覧ください。

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

※ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）」は平成 18 年 12 月 20 日に廃止されました。

※交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）」は平成 18 年 12 月 20 日に廃止されました。

・ 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について

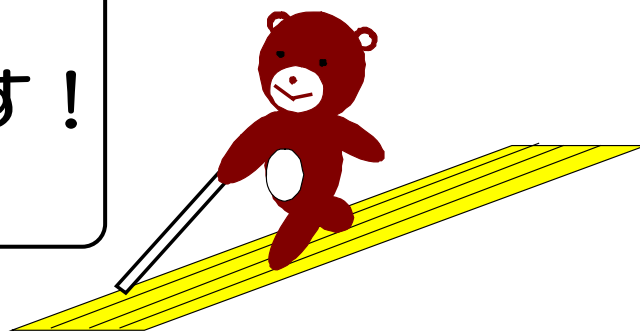
バリアフリー新法の施行に伴い、「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」が廃止され、新たに「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」（建築物バリアフリー条例）が平成 19 年 2 月 23 日に施行されました。

この条例に関する詳しい内容は、以下の横浜市 建築 局のホームページを御覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/kenki/barrierfree/>

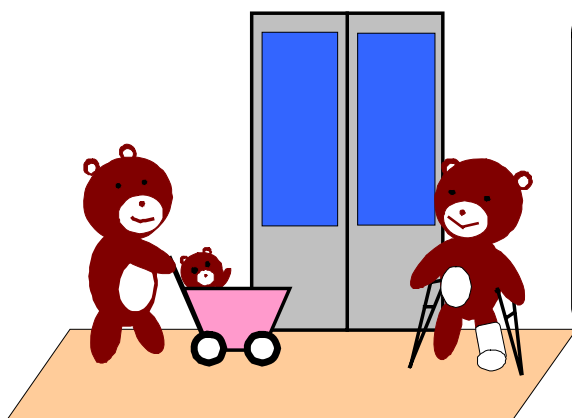
点字ブロックは大切な手がかりです！

点字ブロックの周辺には、自転車やものを置かないようにしましょう。



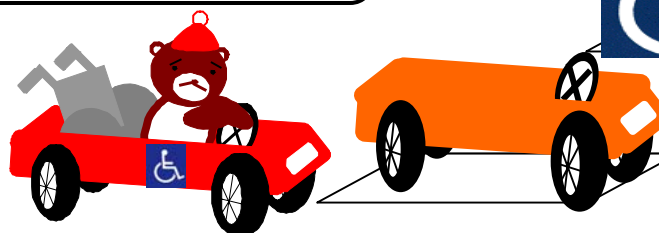
エレベーターがあるのに使えない!?

高齢者や車いす・ベビーカーを利用している人などを優先し、ゆずりあいの気持ちで利用しましょう。



は誰のためにあるの？

車いす利用者など、車の乗降に広いスペースが必要な人のためにあります。必要のない人の駐車はやめましょう。



横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（増補版）
（福祉のまちづくり条例施行規則 平成20年4月1日改正対応版）

平成20年3月発行

企画・編集 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-4049

編集協力 横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究課研究開発室

同

鈴木 基恵

西村 顕

（横浜市広報印刷物登録 第190591号

類別・分類A-EC060）

